

地域と共生する再生可能エネルギー導入に向けた環境省の取組

環境保全セミナー 環境省 大臣官房 環境影響評価課 森田紗世











目次



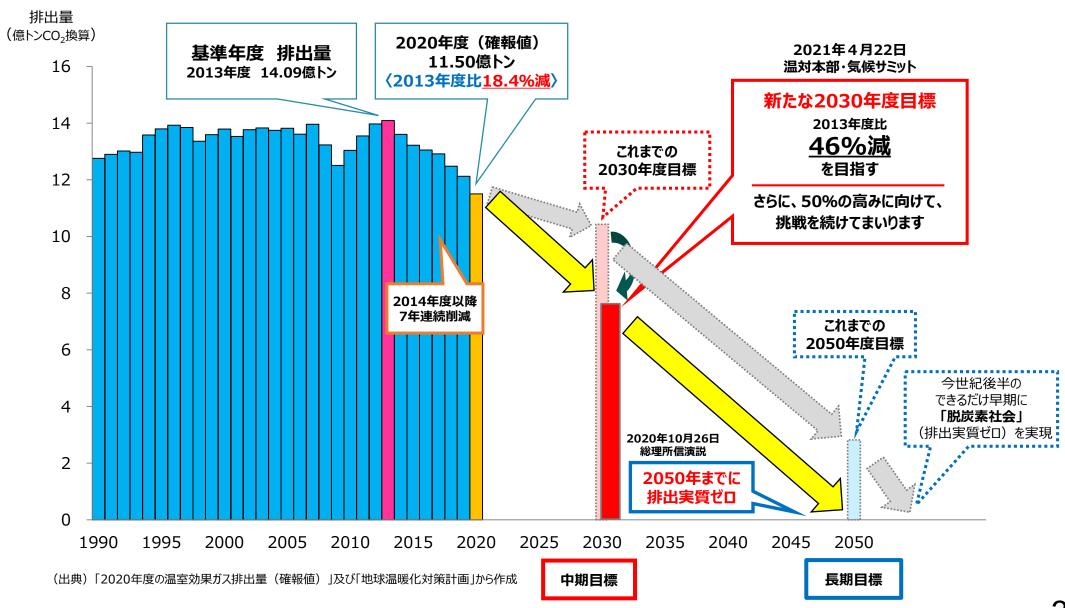
- 1. 地域共生型の再エネ導入の推進に向けた環境省の取組
- 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正する法律施行について
- 3. 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討 会について
- 4. 環境影響評価法の施行状況について
 - ① 環境影響評価手続の状況
 - ② 風力発電所に関する取組
 - ③ 太陽電池発電所に関する取組
 - ④ 地熱発電所に関する取組
 - ⑤ 法の運用に係る課題への対応
- 5. 洋上風力発電の環境影響や立地などの特性を踏まえた最適な在り方の検討について
- 6. 環境影響評価情報の充実に関する取組



1. 地域共生型の再エネ導入の推進に向けた環境省の取組

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移





1. 地域共生型の再エネ導入の推進に向けた環境省の取組

我が国におけるカーボンニュートラルの動向(1)



○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ(カーボンニュートラル)を目指す

2021年4月 2030年温室効果ガス排出目標を新たに設定

○2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦

2021年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

○パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立

○地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設

2021年6月 地域脱炭素ロードマップの決定

○2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出

2021年10月 地球温暖化対策計画(改訂)を閣議決定

○中期目標:2030年度に2013年度比46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦

○再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(改訂)を閣議決定

○長期目標:2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ(カーボンニュートラル)を目指す

NDC(国が決定する貢献)を国連・気候変動枠組み条約事務局に提出

○2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度に2013年度比46%削減を目指し、更に 50%の高みに向けて挑戦

第6次エネルギー基本計画を閣議決定

○再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、(中略)適切なコミュニケーションの確保や環境配慮_と 関係法令の遵守等を通じた地域との共生も進めていくことが必要である。

1. 地域共生型の再エネ導入の推進に向けた環境省の取組

我が国におけるカーボンニュートラルの動向(2)



2022年1月 「クリーンエネルギー戦略に関する有識者懇談会」総理発言

○荻生田経済産業大臣及び山口環境大臣へクリーンエネルギー戦略の策定に向けて、多くの論点に方向性を見

出し、「新しい資本主義実現会議」へ報告するよう指示

2022年5月 中央環境審議会炭素中立型経済社会変革小委員会「中間とりまとめ」公表

「クリーンエネルギー戦略中間とりまとめ」公表

「クリーンエネルギー戦略に関する有識者懇談会」総理発言

- ○政府は、規制・市場設計・政府支援・金融枠組み・インフラ整備等を包括的に「G X 投資のための 10年ロードマップ」として示す。
- ○成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。
- ○同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の 裏付けをもった「G X 経済移行債(仮称)」により先行して調達し、新たな規制・制度と併せ、複数年度に わたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援していくことと一体で検討する。
- ○本年夏に官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得ていく。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

- ○出資制度(株式会社脱炭素化支援機構)の創設
- ○地方公共団体に対する財政支援の努力義務の規定

2022^{年7月} GX実行会議第一回

地域共生型の再エネ導入の推進に向けた環境省の取組

地域共生型の再工ネ導入の推進



■ 再工ネの最大限の導入のためには、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配 慮し、地域に貢献する、地域共生型の再工ネを増やすことが重要。

環境省は、地域共生型の再工ネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域(地域脱炭素化促進事業) の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進し
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地域共生型再エネ導入 加速化支援パッケージによる支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興

公共施設を活用した再工ネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配 慮が不足

環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサ ルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を 述べる際は厳しく対応(例:埼玉県小川町での事例)
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の 確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、 法肩部分の架台が流出した事例



温対法に基づく促進区域制度の趣旨



地域共生型の再工ネ導入にあたっては、地域によって自然的社会的条件、再工ネ事業に対する受容性が異なるため、地域の実情に応じて、地域の合意形成を図ったうえで、**適正に立地を選定し、立地条件に適した事業計画とすることが求められる**ことから、以下のような制度を創設した。

デメリットの軽減

- ▶ 市町村が協議会等を活用し、住民等の関係者であらかじめ議論を行い、合意形成を図った区域を促進区域として設定
 - →再エネ事業を適切な立地に誘導
- ▶ 区域において進めたい事業の姿(例:再エネ種、規模、必要な環境保全措置)を認定要件(地域の環境保全のための取組)として位置づけることができる仕組み
 - →地域にとって受容性の高い事業計画の立案が可能

メリットの増大

- ▶ 再エネ事業に求める地域貢献の取組も事業 計画の認定要件(地域の経済・社会の発展 に資する取組)として設定することができる仕 組み
 - →地域資源である再エネを地域のために活用





新制度の活用により・



- 地域の**脱炭素化**と地域の環境・経済・社会的 課題の解決を同時に実現
- 地域の目指す将来像の実現に貢献していく

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について



- 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充
- (1) <u>都道府県は、地方公共団体実行計画</u>において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする(第21条第3項)。

(施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)

- (2) <u>都道府県は、地方公共団体実行計画</u>において、<u>地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮</u>し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる(第21条第6項及び第7項)。
- 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充
- (1) <u>指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画</u>において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、<u>施策の実施に関する目標を定める</u>こととする(第21条第3項)。
- (2) <u>上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める</u>こととする(第21条第4項)。 (施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)
- (3) <u>すべての市町村</u>は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、<u>地域脱炭素化促進事業 (※1) の促進</u> に関する事項として、促進区域(※2)、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする(第21条第5項)。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) <u>地域脱炭素化促進事業を行おうとする者</u>は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること**等について<mark>市</mark> 町村の認定を受けることができる(第22条の2)。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、<mark>関係許可等</mark> <u>手続のワンストップ化 (※3) や、環境影響評価法</u>に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった<u>特例</u> を受けることができる(第22条の5~第22条の11)。

^{※ 1} 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続 的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。

^{※ 2} 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。(第21条 第6、7項)

^{※ 3} 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電(従属発電)の登録。

環境に適正に配慮した地域共生型の再エネの導入について(地方自治体向け通知)



10

- 2022年4月からの改正地球温暖化対策推進法の施行に当たり、地域共生型ではない再工ネを抑止するための取組に関する考え方について地方自治体向けに通知し、広く周知したところ。 考え方のポイントは以下の通り。
- ①再工ネ事業は、個別の土地利用を規制する法律に従って行われることが前提。
 ②また、経済産業省においても、再工ネの事業規律を強化する取組が進められている。
 これらの取組に加え、③環境省は、環境影響評価法等に基づく環境アセスメント制度の適正な施行や、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の仕組みを推進していく。
- 促進区域を検討する過程では、地域における再工ネ事業に関する環境配慮の考え方が明確化される。促進区域の設定に当たっては、その検討過程における情報として、例えば、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではないと考えるエリアをその理由とともに併せて示していくことや、地域における再工ネ事業を行うに当たって考慮すべき環境配慮事項を示していくこと、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等を併せて示していくことなども考えられる。



戦略的アセスメントの一種といえる。

 また、このような地域における再工ネ事業に関する考え方が示されている場合は、環境省として も法アセス手続において適切に反映されるよう所要の措置を講じていく。また、アセス条例においても同様の取組が期待される。

温対法に基づく再エネ促進区域の仕組みの概要



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再工ネ促進区域や、再工ネ事業に求める環境保全・地 域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再工ネを推進。

制度全体のイメージ図

玉 都道府県 促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定 促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

事業計画の確認

一同意

市町村:促進区域等の策定

事業者:事業計画の作成

市町村が、

住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- ●再エネ事業に関する促進区域や、
- ●再工ネ事業に求める
 - ・地域の環境保全のための取組
 - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

協議会

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、

情報の重ね合せと議論

事業者は、

- 協議会における合意形成を 図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよ う再エネ事業計画を作成し、 認定の申請を行う。

環境保全等に関する情報

再エネポテンシャル その他

促進区域

事業の予見可能性が向上。

地域自らが議論。

協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。

市町村は、事業計画の申請を受け、

市町村:事業計画の認定

- 事業者の代わりに国や都道府県に協 議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適 正に配慮し、地域に貢献する再エネ 事業計画を認定。
 - ※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等 を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業 は当該許可手続き等が不要に(ワンストップ化の特例)。
 - ※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認 定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に



地域に役立つ再エネ事業を誘致

地方公共団体実行計画の策定〜地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

合

意

形

成

0

促

進



温対法の 位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市 虰 村

市町村が

議論の場(協議会等)を設けて、 ステークホルダー(関係者・関係機関) とともに、課題のあぶりだし・解決方法を 検討

協議会

協議会等において、

●環境保全上の支障の

おそれのないよう「促進区域」を議論

- ▶市町村として事業者に求める
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発 展に資する取組 等

※改正法21条5項各号

も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

事業者から申請を受けて、 関係機関に 許認可等の書類を転送 促進区域における

市町村は、

事業者に求める左記の取組 を満たした事業計画を認定

※改正法22条の2

事業の 事業者 構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化 事業予見性が高まる

事 立業 案 画 の

許認可手続の ワンストップ化等



地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等



- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その 実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア 市町村が考慮 除外すべき すべきエリア・事項 エリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応 じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道 府県	その他のエリア 市町村が考慮 除外すべ きエリア・事項 きエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府 県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点 も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画>
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化 促進施設の整備 地域の脱炭素化 のための取組 地域の経済及び
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村	地域の環境の保全のための取組 社会の持続的発展に資する取組 ・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

「地域の環境の保全のための取組」について



- 促進区域の設定に当たっては、促進区域内における地域脱炭素化促進事業の認定の要件として地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として事業者にどのような取組を求めるかについても併せて検討し、地域脱炭素化促進事業が実施される場合において、地域のメリットの増大及びデメリットの軽減を図った上で、総合的に判断して地域に貢献する事業となるよう所要の措置を講じることが求められる。
- 地域の環境の保全のための取組の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要である。 市町村において促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区 域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設 定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合におい ては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組として適切な措置を市 町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じら れることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。
- 地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案(事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等)等が考えられる。

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例



促進区域内において事業の実施に際して適切な措置が講じられることを担保するための「地域の環境の保全のための取組」の例として、

- ▶ 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、反射光が差さないよう、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を行うこと。
- ▶ 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を行うこと。
- ▶ 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模(高さや大きさ)や配置を工夫すること、周辺景観に調和する色彩や形態とすること、できる限り見えないように植栽を施すこと。
- ▶ 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間に行動圏においてストレスを与えると繁殖等に影響があることが分かっていることから、現地調査によって行動圏を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を行うこと。
- ▶ 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育地の存在が明らかになっていることから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。
- ▶ その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去を行うこと。 などが考えられる。

促進区域の設定に関する基準



- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、促進区域を定める必要がある。
- 国の基準においては、全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定。

国の基準

促進区域から除外すべき区域	
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

	市町村が考慮すべき区域・事項※	
	国立公園、国定公園(上の表①以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
区域	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地滑防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
車店	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
事項	騒音その他生活環境への支障	

※ 再工ネ施設の種類や規模に応じて、**指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる**か、市町村の地方 公共団体実行計画に「地域の環境の保全のための取組」として**当該支障を回避するために必要な措置**(再工ネ施設 の場所や規模等、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等)を定めることによって、再工ネ施 設を整備することができる。

都道府県が定める促進区域の設定に関する環境配慮基準



■ 都道府県基準は、都道府県の再工ネ導入目標や再工ネ種ごとのポテンシャルを踏まえ、地域の実情に基づき環境配慮事項を適切に検討した上で、国の基準に上乗せ・横出しする形で促進区域に含めることが適切でないと認められる区域や、環境配慮事項ごとの適切な配慮を確保するための考え方を示すことができる。

1 -

太陽	。 場光発電 学		風力発電 🏗					
環均	竟配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項				
		騒音による影響		騒音による影響				
	き の白ない様式悪	水の濁りによる影響	環境の自然的構成要	重要な地形及び地質への影響				
	境の自然的構成要 の良好な状態の保持	重要な地形及び地質への影響	素の良好な状態の保 持	土地の安定性への影響				
		土地の安定性への影響		風車の影による影響				
		反射光による影響		植物の重要な種及び重要な群落への				
		動物の重要な種及び注目すべき生息地	生物の多様性の確保	影響				
	物の多様性の確保 び自然環境の体系	への影響 植物の重要な種および重要な群落への	及び自然環境の体系	動物の重要な種及び注目すべき生息地 への影響				
	アロベス・現の体が 保全	他物の主女は使のよび主女は肝冷への 影響	的保全					
		地域を特徴づける生態系への影響		地域を特徴づける生態系への影響				
人	と自然との豊かな	主要な眺望点及び景観資源並びに主要 な眺望景観への影響	人と自然との豊かな	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響				
角虫和	れ合いの確保	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 への影響	触れ合いの確保	主要な人と自然との触れ合いの活動の 場への影響				
₹0.	D他	その他都道府県が発電施設の特性、地 域特性に応じて特に配慮が必要と判断す る事項	その他	その他都道府県が発電施設の特性、地 域特性に応じて特に配慮が必要と判断 する事項				

施行規則第5条の4に基づき定める都道府県基準の関係性のイメージ図



《太陽光の場合》 ※都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに策定

///	《陽兀の場合》	※都連府県基準は、地域別	の大学には正正的なの。	火人	- Cに水止							
	都道府県基準 の 種類	対象施設(規模、設置形態等)	設定事項	番 騒音	水の濁り	基準を記しています。 地形・ 地質	定する 土地 の安 定性	際に樹 反射 射光	1	14	境配 景 観	慮事項 人との ふれあ い
第 2 項	原則的な基準	下記の特例事項等が適 用される施設 以外の全て の太陽光発電施設	・促進区域に含めない区域・考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法	0	0	0	〇 全て	〇C 検討	0	0	0	0
第 3 項	により定める特例	環境影響評価法に基づく 環境影響評価手続の対象とならない規模であって、 都道府県が原則的な基準のうち一部について考慮を要しないと認める規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設			△ 第2項にお	△			として			△
第 5 項	び特例事項の	環境影響評価法に基づく 環境影響評価手続の対象とならない規模であって、 都道府県が原則的な基準及び特例事項について 考慮を要しないと認める 規模、設置の形態、場所 等の太陽光発電施設	・ 国の基準 を 都道府 県基準 として設定す る		— 第2項に なび、第3	_		列事項	[とし			

※第5項で定める考慮が不要なものの例としては、「太陽光の屋根設置(●kW以下)」等が考えられる。

都道府県における促進区域設定に関する基準の検討状況 (R4.8月時点)



長野県 (太陽光)

- ◆ 策定スケジュール
 - ・ 令和3年12月 審議会へ諮問
 - 令和4年1月~令和4年5月 審議会にて審議
 - ・ 令和4年5月 促進区域の設定基準を策定・公表
- ◆ 基準の特徴
 - <u>安心・安全な再工ネの推進</u>のため、砂防指定地、地すべり防止区域等を促進区域から除外
 - 森林の役割を重視した再工ネの推進のため、地域森林計画対象森林等を促進区域から除外
 - <u>農地の役割を考慮した再工ネの推進</u>のため、生産性の高い優良な農地を促進区域から除外
 - <u>景観・眺望と調和した再工ネの推進</u>のため、住宅・道路からの離隔等を考慮すべき事項に位置付け
- ◆ 検討体制:長野県環境審議会

徳島県(太陽光)

- ◆ 策定スケジュール
 - 令和4年3月 審議会にて素案の策定
 - 令和4年4月~7月 意見照会やパブコメ等を実施
 - ・ 令和4年7月 促進区域の設定基準を策定・公表
- ◆基準の特徴
 - 動植物への影響の観点から、徳島県条例による野生生物 保護区や県指定鳥獣保護区特別保護地区を促進区域 から除外
 - ・眺望景観や生態系への影響の観点から、県立自然公園 第1種地域や県自然環境保全地域を促進区域から除外
 - 景観保全の観点から、遍路道を考慮すべき環境配慮事項に位置付け
- ◆検討体制:徳島県環境審議会(気候変動部会)

各都道府県における検討状況

- ◆ 策定済:2県
- ◆ 令和4年度策定予定:15都道府県
- ◆ 令和5年度以降策定予定:11都道府県
- ◆ 策定予定なし等 : 19都道府県



<u>主な市町村の促進区域の設定状況(R4.8月時点)</u>



長野県箕輪町 (太陽光)

- ◆ 促進区域
 - 町が所有する公共施設の屋根
 - 町が所有する土地
 - 産業団地
 - ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討
- ◆ 策定スケジュール
 - 令和4年4月 環境審議会へ諮問
 - 令和4年4月~5月 パブリックコメント実施
 - 令和4年5月 環境審議会から市長へ答申
 - · 令和4年7月 策定·公表
- ◆ 検討体制:箕輪町環境審議会

第1号



神奈川県小田原市(太陽光)

- ◆ 促進区域
 - 市街化区域内
 - ※急傾斜地崩壊危険地区や砂防指定地等は除く



- ◆ 策定スケジュール
 - 令和4年6月まで 審議会にて検討
 - 令和4年7月~8月 パブリックコメントを実施
 - ・ 令和4年8月頃 市議会へ報告予定
 - 令和4年8月頃 審議会から市へ答申予定
 - · 令和4年9月頃 策定·公表予定
- ◆ 検討体制:小田原市環境審議会

その他検討中の市町村

- ◆ 約20市町村が促進区域の設定を検討中と認識。
- ◆ 上記市町村の一部は、環境省の補助事業である再エネ最大限導入の計画づくり支援事業第1号事業の2 (円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業)を活用している。
 - ※当該事業は結果を区域施策編に適切に反映することが事業要件とされており、促進区域の策定が条件。

(参考) 促進区域設定等に資する技術的支援制度



実行計画策定・実施マニュアル 促進区域設定等に向けたハンドブック

▶ 技術的な助言として地方公共団体実行計画策 定・実施マニュアルや、促進区域等を定める際のより具体的な解説や事例をハンドブックとして公開。

マニュアル: 地方公共団体実行計画を策定・実施するに際に参照することを目的とする。

事務事業編 (本編) (本編)

事例集

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

▶環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。

特徴1 各種マニュアルの掲載

事務事業編・区域施策編・促進事業編ごとのマニュアルやハンドブック、それらを簡略化した資料等を掲載。

実行計画を策定・改定する際の利用を想定。

特徴2 各種ツール類の掲載

自治体の**取組事例や自治体排出量カルテ**などの、実行計画を 策定する際に参考となるツールを掲載。

特徴3 役立つリンクの掲載

実行計画の策定・改定に有益な情報を提供するREPOSや EADASなどへのリンクを掲載。

出典:地方公共団体実行計画策定·実施支援サイト (http://www.env.go.jp/policy/local keikaku/index.html)

3. 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会について

3. 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会について 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会



- 我が国全体のカーボンニュートラル実現、2030年温室効果ガス排出量46%削減、また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である再工ネの活用が不可欠。一方、再工ネ事業については、地域トラブルも見られるなど、不十分な環境配慮や地域とのコミュニケーションの不足が課題。
- 加えて、地域と共生する再工ネ事業が一層拡大していくよう、関係省庁の連携の下で検討。
- 検討会において提言案を取りまとめ、パブリックコメントの後、提言を10月7日に公表した。

開催実績	主な内容
第1回(2022年4月21日)	○関係省庁の取組紹介 ○主な論点例の提示
第2回(2022年4月27日)	○ヒアリング (山梨県、環境エネルギー政策研究所、横浜国立大学板垣教授、 構造耐力評価機構)
第3回(2022年5月12日)	○ヒアリング (那須塩原市、東京農工大学五味教授、太陽光発電協会、全国 産業資源循環連合会、株式会社新菱)
第4回(2022年6月6日)	○ヒアリング(再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、送配電網協会) ○第1~3回までの委員意見・ヒアリングポイント
第5回(2022年6月27日)	○これまでの議論の整理
第6回(2022年7月19日)	○とりまとめ(素案)の提示
第7回(2022年7月28日)	○提言(案)の提示

3. 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会について

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言について



■ 再生可能エネルギー事業の地域共生促進を図るため、4省庁が連携し、地方自治体と協力しながら、 法令違反への対処、関係機関相互の情報共有、ガイドライン類やデータベースの整備等を行う方針。

<環境省関係の主要な取組・検討事例>

- 土地開発前段階
 - ▶ 関係省庁と連携し、太陽光発電設備の開発許可等における運用の考え方を整理。自治体担当者が実運用に際し、当該考え方を参照できるよう提示。
 - ➢ 温対法促進区域制度と再工ネ特措法との連携など、再工ネ設備の立地を温対法の促進区域に誘導する支援 策を検討。
- 土地開発~運転開始後・運転中段階
 - 関係省庁・自治体と連携し、事業者の法令違反の連絡体制を構築。
- 廃止・廃棄段階
 - ▶ 関係省庁が連携し、太陽光発電の廃棄ルール等の必要な情報について、住宅用太陽光パネルの所有者や農業の現場の方々などへの周知。
 - ▶ 廃棄物処理業者に対するヒアリング等を通じ、太陽光パネルの受入れやリサイクル等に関する課題の明確化。
 - ▶ 事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に 応じて義務的なリサイクル制度の活用や太陽光パネルの含有物質の表示義務化等について検討。

■ 横断的事項

- ▶ 地域との合意形成に向けたポイント等を整理し、ガイドライン等にて発信。地域共生の優良事例やトラブル事例も収集・発信。
- ▶・適正な立地へ誘導するため、環境省のデータベース「EADAS (Environment Impact Assessment Database System)」をプラットフォームとし、環境配慮や安全性の確保等の観点から、関係法令の指定区域やその他関係する地理情報を一元的に収集・掲載。

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言概要

検討会概要

- ▶ 2022年4月、関係省庁(経産省・農水省・国交省・環境省)が共同で検討会を立ち上げ(総務省オブザーバー参加)。
- ▶ 再エネ導入に取り組む自治体や学識有識者、業界団体や廃棄物処理業者等へのヒアリング等も実施し、第7回(7月28日)において提言案 をとりまとめ。パブリックコメントを実施のト、10月7日に提言を公表。

基本的な考え方

- ▶ 太陽光発電を中心とした再エネ導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化。
- ▶地域の懸念を解消し、地域と共生した再エネの導入に向け、再エネ事業における課題や課題の解消に向けた取組のあり方等について、
 - ①土地開発前、②土地開発後~運転開始後・運転中、③廃止・廃棄 の各段階 及び ④横断的事項 に整理。

①土地開発前段階の主な対応

課題

- ▶急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害の発生が懸念されるという声の高まり。
- ▶ 開発許可にあたり、各法令に基づき都道府県等がそれぞれ対応しており、太陽光発電の特性が考慮されないなど横串での対応不足の指摘。
- ▶ 抑制すべきエリアへの立地を避け、促進すべきエリアへの立地誘導が必要。

速やかに対応 法改正含め制度的対応を検討 太陽光発電設備の特性を踏まえた開発許可に当たって考慮すべき事 森林法や盛土規制法等の規制対象エリアの案件は、関係法令の許 項を関係省庁横串で整理し、関係法令の基準・運用へ反映。 **認可取得を再エネ特措法の申請要件**とするなど、**手続厳格化**を検討。 太陽光発電に係る林地開発許可の対象基準の引下げ。 電気事業法における工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確 認。許認可未取得での売電開始を防止。 関係法令の指定区域等の地理情報をEADASに集約。

②土地開発後~運転開始・運転中段階の主な対応

課題

- ▶ 関係法令等への違反が生じた場合において、違反を早期に解消するための体制強化や仕組みが必要。

予必要な <u>計認可か取得されていない状態での元電開始を木然に防止する仕組め</u> が必要。										
速やかに対応	法改正含め制度的対応を検討									
▶ 電気事業法に基づき、 <u>災害リスクが高い設備への</u> 優先的かつ機動的	> <u>違反状況の早期解消</u> を促すため、関係法令の違反状態での <u>売電収</u>									
な 立入検査 を実施。	入(FIT·FIP交付金)の交付留保などの再エネ特措法における <u>新</u>									
> 違反事例への対応フローの整理など 関係省庁・自治体の連携強化 、	たな仕組み を検討。									
FIT・FIP認定システム等を活用した違反への対応状況の一元管理	▶ 電気事業法における工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確									
などにより 関係法令違反への対応を迅速化 。	<u>認</u> 。 <u>許認可未取得での売電開始を防止</u> 。(再掲)									

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言概要

③廃止・廃棄段階の主な対応

課題

- > 調達期間満了を迎えた住宅用太陽光パネルについて、廃棄方法等に関する懸念や廃棄に必要な情報の不足。
- ▶中長期では、大量に発生する太陽光パネルが適切に処理されるのかに関する懸念。

21 10 1075110	
▶ 本年7月から 廃棄等費用の外部積立て を開始。リユース・リサイクル等	
のガイドラインや廃棄物処理法等の関連する法律・制度等に基づき	
適切に対応。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金	
を活用可能。	

凍やかに対応

- ▶ 廃棄ルールや廃棄物処理業者等の必要な情報を現場に周知。
- > パネルの**含有物質等の情報発信や成分分析等の実施**のあり方検討。

法改正含め制度的対応を検討

- ▶ 事業廃止から使用済太陽光パネルの撤去・処理までの関係法令・制度間の連携強化を検討。
- ▶ 2030年代半ば以降の使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、 計画的に対応できるよう、<u>リサイクルを促進・円滑化するための支援</u> 策や制度的対応も含む検討。

④横断的事項における主な対応

課題

- ▶地域との合意形成に向けた適切なコミュニケーションの不足。
- ▶事業譲渡(転売)や関係法令違反などによる責任主体の曖昧化や地域との信頼関係の毀損。
- ▶ 非FIT・非FIP案件への事業規律の課題の顕在化。また、地域と共生した好事例の展開が必要。

速やかに対応

- 地域との合意形成に向けた説明項目や周知対象等について整理し、 再エネ特措法に基づくガイドライン等に位置付け。転売の場合も同様(努力義務)。
- ▶ 非FIT・非FIP案件についても適切な補助金採択基準を設け、適正 な規律を担保。
- 地域への貢献・裨益の事例について整理し、ガイドライン等で事業者 に推奨。

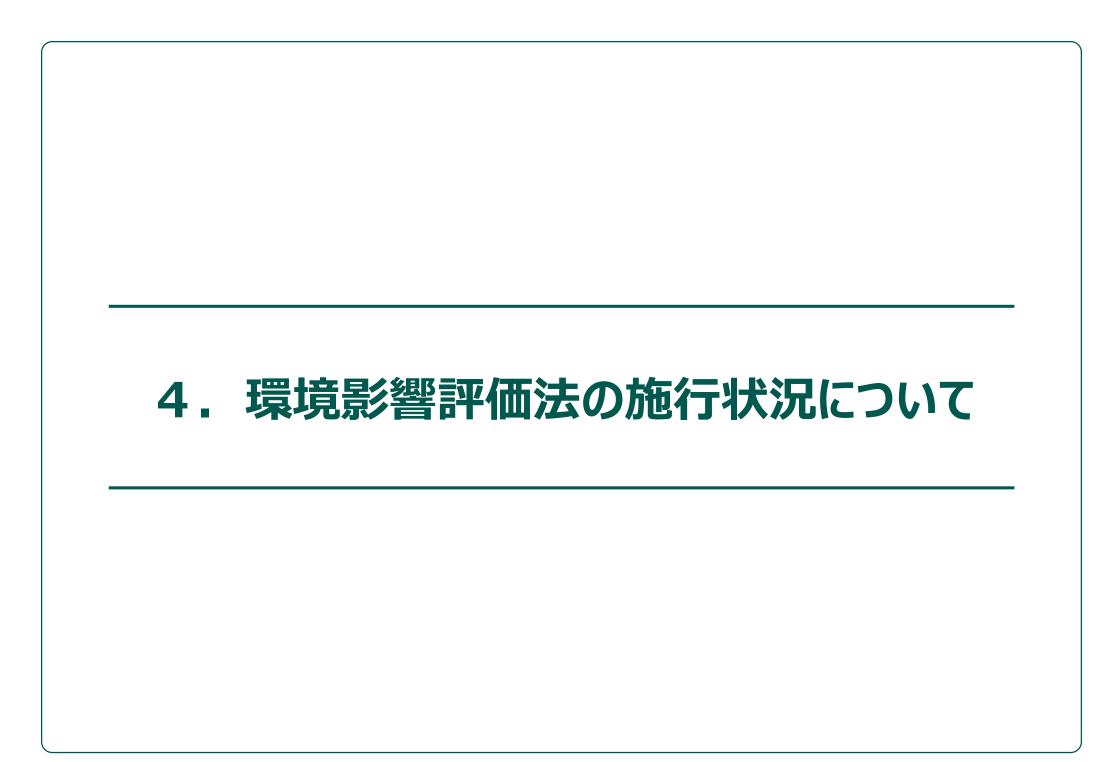
法改正含め制度的対応を検討

- ▶ 再エネ特措法の認定にあたり、説明会の開催など地域へ事前周知の義務化を検討(転売の際の変更申請の場合も同様)
- ▶ 関係法令等に違反している場合は再エネ特措法上の転売の変更申請は認定不可とする。
- ▶ 適切な事業実施を担保するため、再工ネ特措法の認定事業者の責任 の明確化等を検討。
- ▶ 事故発生状況を踏まえ、小規模再工不設備に対する柵塀設置義務化 等を検討するとともに、工事計画の届出時に関係法令遵守状況を確 認するなど電気事業法等の制度的措置を検討。



とりまとめについては、<u>検討会で適切にフォローアップ</u>を実施。

また、関係省庁が連携し、**自治体、事業者、地域**の方々に対して**わかりやすく発信**。

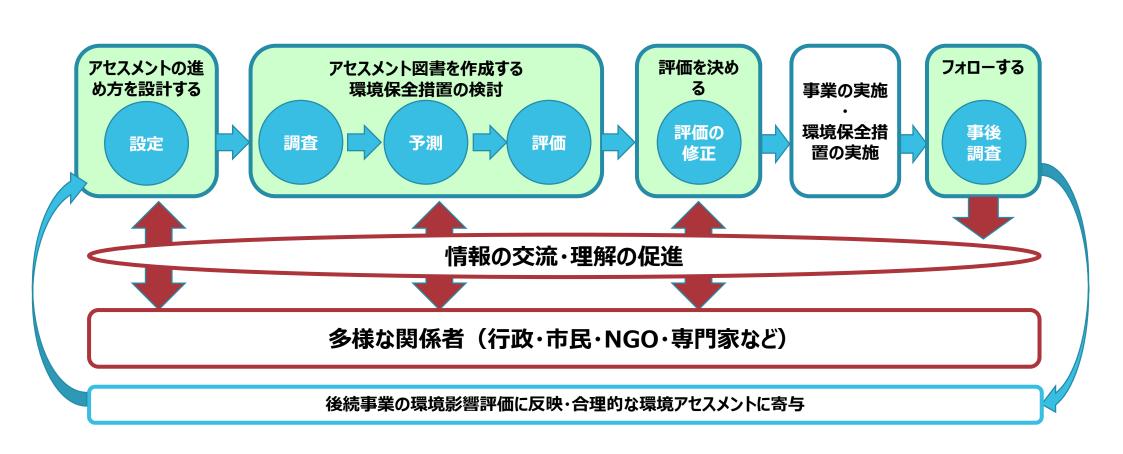


4. 環境影響評価法の施行状況について

環境影響評価制度の意義・目的



事業の実施の際に、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、 一般の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより よい事業計画を作り上げていこうという制度。

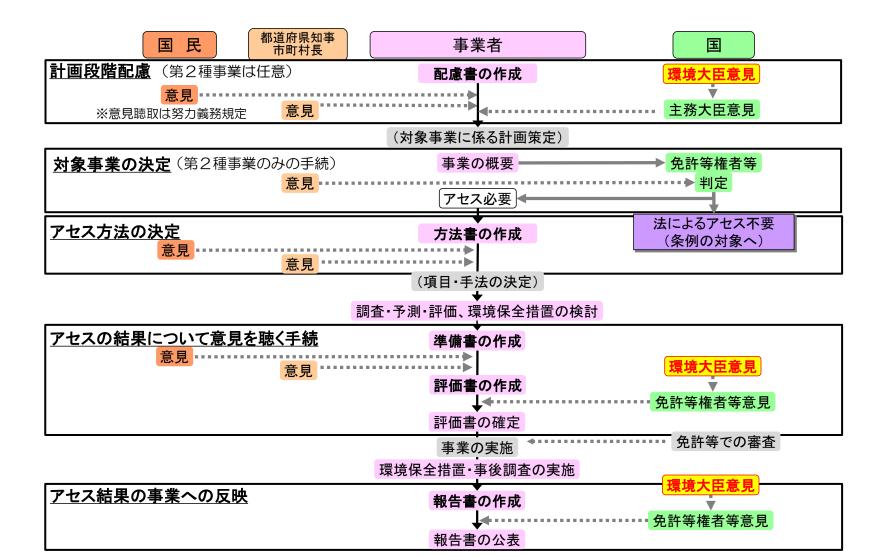


4. 環境影響評価法の施行状況について

環境影響評価手続の概要



■ 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づき、事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方自治体、国民から意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げること、その結果を事業内容に関する決定(事業の免許など)に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としている。



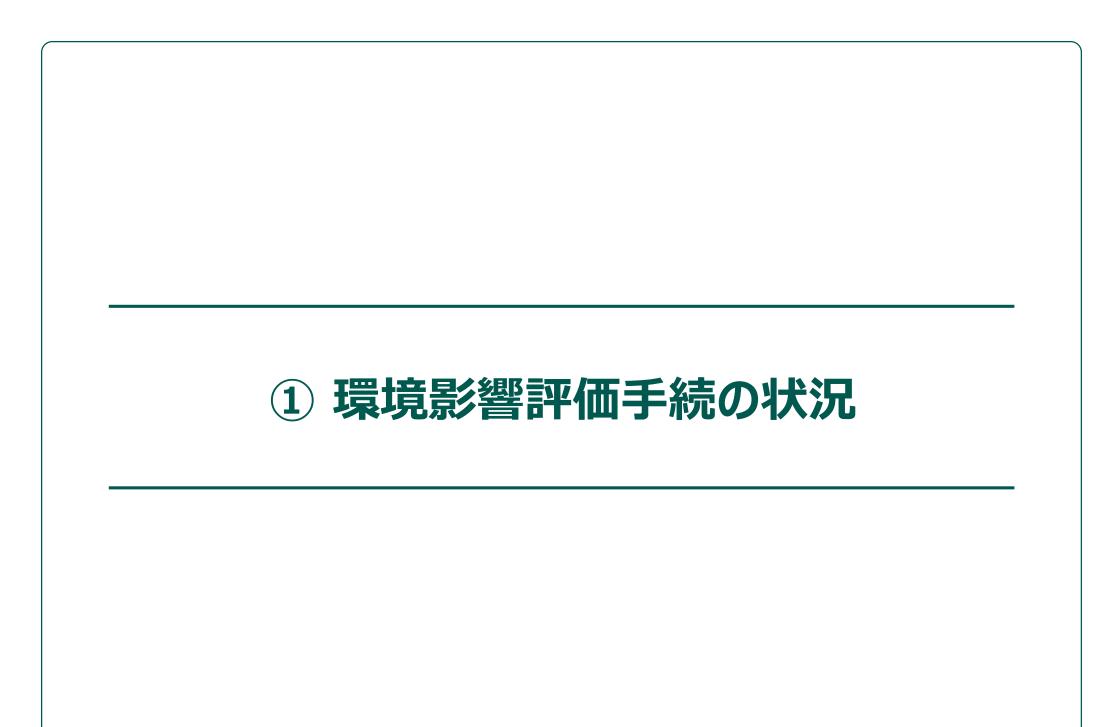
4. 環境影響評価法の施行状況について



環境影響評価法および電気事業法に基づく発電所に係る環境アセスメント制度の概要

■ 発電事業については、電気事業法により手続の各段階で特例が設けられている。アセスメントの実効性を確保するため、経済産業大臣において、アセスメント結果の変更命令や、アセスメント結果に従っていない工事計画の変更・廃止命令が規定されている。

国 民 都道府県知事 市町村長	事業者	
計画段階配慮 (第2種事業は任意)	配慮書の作成	環境大臣
意見 意見	意見	▲ 照会 <u>意見</u> ▼ ・・・・・・ 経済産業大臣
	(対象事業に係る計画策定)	
<u>アセス方法の決定</u> ^{意見}	方法書の作成	
意見	勧告(矢	「事意見添付)」 経済産業大臣
	(項目・手法の決定)	
調	査・予測・評価、環境保全措置の検討	र्च
アセスの結果について意見を聴く手続意見	準備書の作成	照会
意見 ************************************	勧告 (知事	意見添付)経済産業大臣環境大臣
	(444 043	意見
	評価書の作成確	定通知 経済産業大臣 → 環境大臣
公告		2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2
	工事計画の認可中間又は畑山 1	認可 _{廃止命令} 経済産業大臣
	事業の実施	
	▼	1
<u>アセス結果の事業への反映</u>	報告書の作成、公表	



4. 環境影響評価法の施行状況について ① 環境影響評価手続の状況

環境影響評価の施行状況(令和3年度)



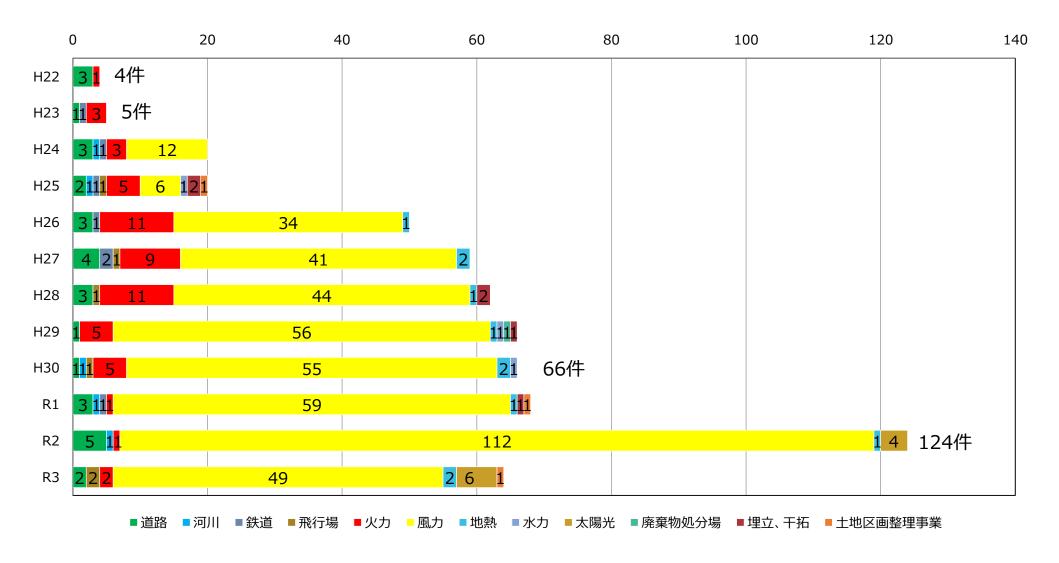
令和3年度末時点で764事業が法に基づく環境影響評価手続を実施し、319事業が評価書手続を終了している。

	道路		道路 河川		·=		·=		×		×		·		ΔH	△⊬ > ±												An.	//18	埋	立		ib #	_	=1.
					鉄道		飛行場		発電所		火	火力		風力		太陽光		その他		分場	干拓		面整備		合計										
手続実績	g)4	1	.1	1	.9	1	.4	5	77	7	79		466		12		20		7	20		22		764										
手続中	1	.2		1	:	2	(3	3.	344 6		3:	27	8		3		1		3		2		368											
R3年度配慮 書届出		2		0		0		1		10		2		37		3 1		1		0	0		0		46										
評価書手続終了	71	(1)	9	(1)	15	(0)	10	(0)	178	(20)	60	(0)	99	(16)	3	(3)	16	(1)	6	(0)	15	(0)	15	(0)	319	(32)									
手続中止	11	(0)	1	(0)	2	(0)	1	(0)	55	(10)	13	(2)	40	(8)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	2	(0)	5	(0)	77	(10)									
環境大臣意 見・助言	82	(2)	10	(0)	17	(0)	14	(2)	596	(59)	85	(2)	478	(49)	10	(6)	23	(2)	1	(0)	4	(0)	17	(0)	741	(63)									
配慮書	12	(2)	0	(0)	2	(0)	3	(1)	377	(43)	26	(2)	341	(37)	5	(3)	5	(1)	1	(0)	0	(0)	2	(0)	397	(46)									
方法書	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)									
準備書 評価書	70	(0)	10	(0)	15	(0)	10	(0)	219	(16)	59	(0)	137	(12)	5	(3)	18	(1)	0	(0)	4	(0)	15	(0)	343	(16)									
報告書	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)		_								0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)										

4. 環境影響評価法の施行状況について ① 環境影響評価手続の状況

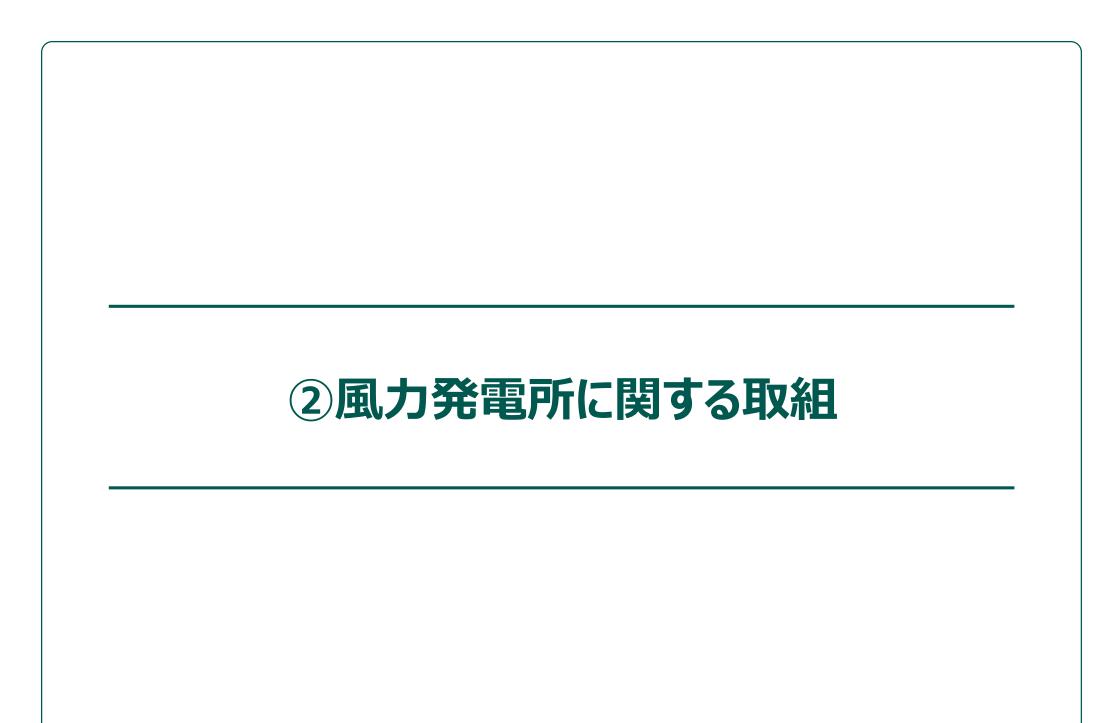
事業種別の環境大臣意見提出件数の推移





令和3年度(3/31時点)配慮書46件 準備書又は評価書18件 報告書 1件

(風力37件(うち陸上18件、洋上19件)、太陽光3件、火力2件、地熱1件、道路2件、飛行場1件) (風力12件(いずれも陸上)、太陽光3件、地熱1件、土地区画1件) (飛行場)

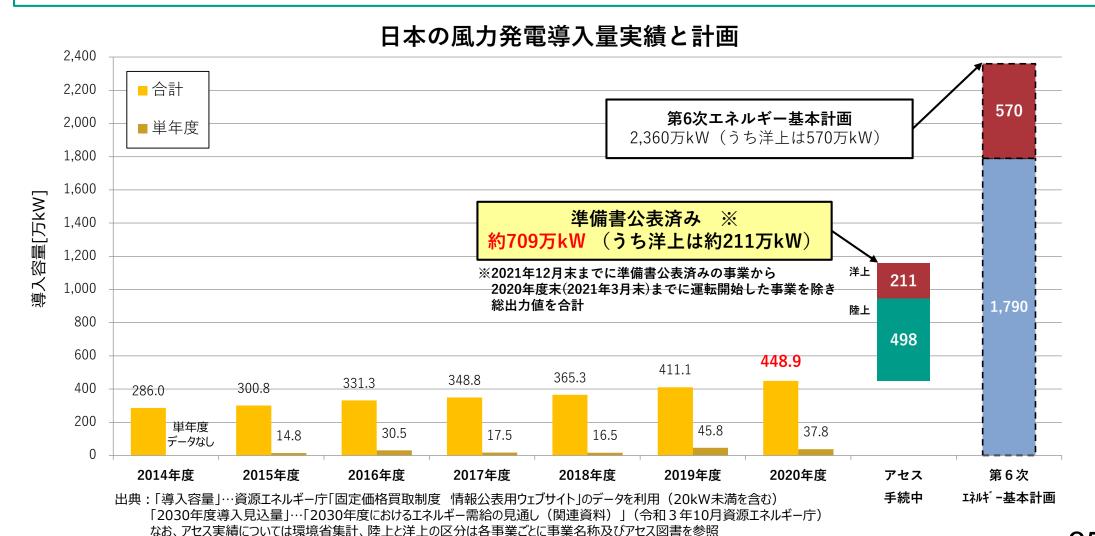


4. 環境影響評価法の施行状況について ②風力発電所に関する取組

風力発電の導入状況



- ■現在、約449万kWの風力発電が導入済み。
- ■加えて約709万kWが既に環境アセスメント手続において準備書公表済み。



環境アセスメントの迅速化



- 風力発電設備の導入には、**地元との調整や、環境アセスメント、立地のための各種規制・制約**への対応が必要となり、**導入に時間がかかることが課題**。
- 環境アセスメントについては、環境省と経済産業省で連絡会議を設置し、平成24年11月末に運用上の 取組による**手続期間短縮のための具体的方策を取りまとめた「中間報告」を公表**。
- 中間報告の考え方は、平成25年6月の規制改革実施計画及び日本再興戦略にも位置付け。

<審査期間の短縮>

【国の取組】

- ・自治体の審査と並行して実施。都道府県審査との効率的な連携。 迅速化への協力について国から自治体に要請。(環境省・経産省)
- ・環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等が確認できる **チェックリストを整備**。顧問会で取り上げられる事項等の既存事例を 整理。事例集を公表(経産省)
- ・環境審査顧問会の運営合理化(経産省)

【自治体の取組】

・住民意見・事業者見解等が揃う前から実質審査を開始 等

<調査期間の短縮>

- ○現地調査等による動植物・生態系等の環境情報や地方公共団体 等が有する動植物分布情報等を収集し、環境アセスメントデータベー スとして整備
 - ・環境アセスメント情報整備モデル事業(環境省)
- ○環境アセスメントにおける環境調査を前倒しして、他のアセスメント手続と並行して進める前倒手法について検討を行い、**平成29年度にガイドとしてとりまとめ。平成30年度に発電所アセスの手引きに記載し手法を一般化**。
- ・環境アセスメント手続の迅速化に向けた**環境調査の前倒し方法の** 実証事業(経産省)

風力・地熱発電所について、3~4年程度とされる → 半減 を目指す

〈成果の検証〉 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3~4年程度かかるとされる手続を1.5~2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における**具体的な迅速化の成果について**、平成28年度にも見込まれる**配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証**を行い、事業者等に公表する。(一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施)

発電所アセス省令の改正(検討の背景)(令和2年8月施行)



(1) 再エネの主力電源化に向けた取組

- エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)では、**再生可能エネルギーを**我が国のエネルギー供給の一翼を担う**長期安定な主力電源**としていくため、**大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく**、こととされている。
- 風力発電所の環境影響評価(以下、環境アセス)についても、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスの迅速化や規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も検討するとされている。

(2)環境影響評価の項目の簡素化(参考項目の見直し)

● 風力発電所の環境アセスについても、環境影響評価に関する研究成果や調査結果等を 踏まえ、評価項目の簡素化について、環境省「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書(平成30年11月)において、検討が求められている。

(参考項目について)

- ○環境アセスでは、事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において**環境影響評価の項目に選定されるべきも のを参考項目**として規定。事業者は、**発電所アセス省令※の参考項目**を勘案し、**個別事業の**環境影響評価の**項 目を選定**。
- ○環境影響評価の参考項目に関しては、環境省の「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会」報告書(平成17年2月)において、「科学的知見の進展や事業種の特性の変化等により、その内容が変化するものであることから、適宜の見直しが必要」と指摘されているところ。

^{※:}発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

発電所アセス省令の改正(環境影響評価の参考項目の見直し)



- 環境アセスの参考項目における超低周波音(周波数が20ヘルツ以下の音) ※について、環境省等において、超低 周波音の健康影響や風車の騒音に関する実測データの収集・分析等の検討が行われてきたところ。
- ○超低周波音の健康影響について
- ·環境省検討会報告(※1)、 環境省水·大気環境局長通知(※2)
 - 風車からの騒音の実測データ
 - 健康影響について論文レビュー
 - ※1 風力発電施設から発生する騒音等への対応について(風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会・報告書(平成28年11月))
 - ※2 環境省水・大気環境局長通知「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日)
- NEDO報告(※3)
 - 風車からの騒音の実測データ
 - ※3風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年2月
- ○アセス図書に対する住民意見、知事からの意見
 - 住民意見は、主に健康影響への懸念。
 - 知事意見は、適切な調査・予測・評価の実施や事後調査の実施、懸念等への対応策の検討について。
- ○地形的な条件による共振や増幅等の技術的な課題
 - -風車の大型化、地形的な条件による共振や増幅等。

※超低周波音の定義:国際的には、IEC規格61400シリーズにより、20Hz 以下を「超低周波音」、20~100Hzを「低周波音」と定義しており、国内ではこれを受けたJIS C 1400-0で同様に定義されている。参考項目ではこれに準拠し、騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む)、超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう)としている。

- **<環境省等における健康影響等のこれまでの知見>** 超低周波音については、
- -人間の聴覚・知覚閾値を下回っていること
- 健康影響との明らかな関係はないことから、

風車騒音の問題は超低周波音によるものではないとしている。

○理解促進等のための取組の継続

- -事業者や業界団体における丁寧な理解促進活動
- -住民等の不安や懸念に対して、環境アセスの項目として て調査、予測及び評価することを含む丁寧な対応
- 住民等からの懸念等が引き続きありうる状況にかんがみ、 環境アセス制度を踏まえ、さらに社会的な合意形成へ の配慮も必要、住民等とのコミュニケーションの活用。
- ○風車の大型化について
- 発生する超低周波音の音圧レベルとの間には大きな相関は見られないと考える。
- ○立地条件等に対する対応
- 山地に設置され、複数の風車の影響が想定される地 点の稼働後の実測調査の結果、それらの影響を受け た超低周波音の大幅な増加はみられない。
- 一般的な事業内容について設定される参考項目において、超低周波音の考慮を要するものではない。

発電所アセス省令の改正(環境影響評価の参考項目の見直し)



発電所アセス省令の参考項目における超低周波音の取扱いについては、参考項目から削除する方針とするが、住民の懸念に対して事業者による丁寧な説明等以下の対応が継続的に実施されることが必要。

①発電所アセス省令における参考項目の取扱

○参考項目に選定されていない項目についても事業者の判断において、環境アセスの項目として選定し、調査、予 測及び評価を行うことができる。

②住民の懸念等への対応

- ○住民の不安や懸念に対し、事業者は、環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含め、引き続き丁寧に聞くことも含め説明等の対応を行う。
- ○稼働後の苦情に対しても、必要に応じて実測を含めて対応。
- ○日本風力発電協会等の事業者団体においても、引き続き理解促進活動を続ける。
- ○なお、事業計画策定等の初期の段階から、地方自治体、地域の住民とのコミュニケーションを行うことは、風力発電の立地の円滑化が期待できる。

③今後の特殊な立地等の条件に対する対応

- ○発電所アセス省令における参考項目は、山岳地域で山と谷が重なることにより反射された超低周波音の重ね合わせが発生するような特殊地形を想定するものではなく、このような特殊な条件と想定される場合は、有識者の意見を聞きながら環境アセスの項目とすることを検討することが必要。国も必要に応じて調査項目とするよう勧告することができる。
- ○稼働後の特殊な地形等での実測データ等は、懸念解消の効果も期待できるため、事業者によるデータの収集・ 蓄積を図る。

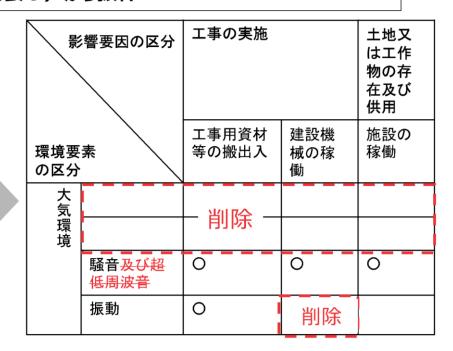
発電所アセス省令の改正(環境影響評価の参考項目の見直し)



- <u>超低周波音</u>: <u>参考項目から削除。</u>事業者には、超低周波音に対する理解促進等のための取組の継続を要請する。
- 工事の実施に伴う大気環境:工事中の大気環境(窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動)のうち、近傍の住居への影響が懸念される工事用資材の搬出入に係る騒音・振動と、建設機械の稼働に伴う騒音以外は、参考項目から削除。

<mm><新エネWGでの検討結果を踏まえた、発電所アセス省令における風力発電所の参考項目(案)>
※発電所アセス省令(別表6)から抜粋

景	/響要因の区分	工事の実施	土地又は 工作物の 存在及び 供用	
環境要 の区分	素	工事用資材 等の搬出入	建設機 械の稼 働	施設の稼 働
大気	窒素酸化物	0	0	
大 気環境	粉じん等	0	0	
	騒音及び超 低周波音	0	0	0
	振動	0	0	



環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて



- 令和 2 年10月26日、菅内閣総理大臣より「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現 を目指す」ことが宣言。カーボンニュートラル社会の実現のためには**再生可能エネルギーの主 力電源化及び最大限の導入**が非常に大きな鍵。それを円滑に進めていく上で**環境への適正な配 慮と地域との対話プロセスは不可欠**であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。
- 環境省・経済産業省が設置した「**再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあ り方に関する検討会**」(令和3年1~3月実施。全4回)で取りまとめられた報告書において、 環境影響評価法(以下「法」という。)に基づく風力発電所の第一種事業について、最新の知 見に基づき他の法対象事業との公平性の観点を踏まえ検討した結果、現行法下における**適正な** 規模は5万kW以上、第二種事業について、現行法下における適正な規模は3.75万kW以上5万 kW未満とされた。
- この検討会の結論を受け、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、**法** の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1万kW以上」から「5万kW以上」 への引き上げを令和3年10月までに措置することとされた。

※令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書(令和3年3月)

(URL: http://assess.env.go.jp/files/0 db/seika/0024 01/houkoku.pdf)

◆検討会委員

聖哉 阿部 (一財) 電力中央研究所 上席研究員 荒井 歩 東京農業大学 地域環境科学部 准教授

早稲田大学 法学部 教授

大塚 直(座長) 片谷 教孝

智子

桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授 西南学院大学 法学部 教授

関島 恒夫

山本

充 田中 錦澤 滋雄

貢平

新潟大学 農学部 教授 法政大学 社会学部 教授

東京丁業大学 環境・社会理丁学院 准教授

(一財) 小林理学研究所 理事長

◆オブザーバー

(一財) 日本風力発電協会

(公財) 自然エネルギー財団

(公財) 日本自然保護協会

(公財) 日本野鳥の会

愛知県

北九州市

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要



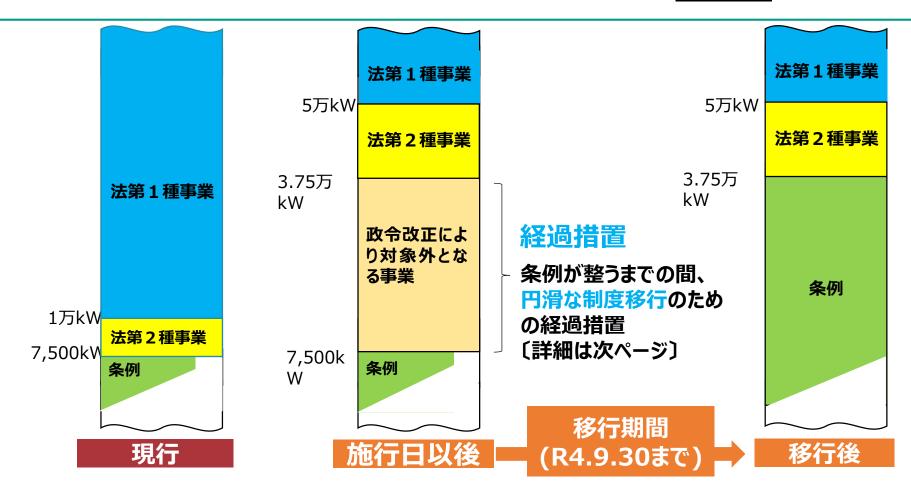
■ 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象となる風力発電所に係る規模要件(具体的な内容を環境影響評価法施行令(平成9年政令346号)に規定。)について、以下のとおり改正する。

第一種事業:現行1万kW以上⇒【5万kW以上】に改正

第二種事業:現行 7,500kW以上1万kW未満

⇒【3万7,500kW以上5万kW未満】に改正

■ 施行日:令和3年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。



風力発電の環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方



■ 環境省は、経済産業省とともに、検討会を開催し、風力発電に係る環境影響評価の適正なあり方について様々な側面から幅広く議論をし、令和3年3月31日に報告書を公表した。

検討会報告書のポイント

- 1. 政令改正による規模要件の引き上げ
- ▶ 第一種事業: 1万kW以上を【5万kW以上】
 引き上げ
- 第二種事業: 7,500kW以上1万kW未満を
 【3万7,500kW以上5万kW未満】に引き上げ
- 国民の理解促進や自治体による条例の改正等の ため、一定のリードタイムを確保

2. 今後の検討事項

- ① 法改正も含めた制度的対応(迅速に検討)
 - ・立地等による影響を考慮した幅広なスクリーニング
 - ・環境影響の程度に応じた効果的・効率的なアセスメント
- ② 現行制度下における運用改善(直ちに措置)
- ・環境アセスにかかる図書の公開の徹底
- 風力発電**運転開始後**の調査の強化とその成果の活用
- 環境情報の提供とゾーニングの促進
- 地方自治体への情報提供の強化(制度例、環境情報等) 等

規制改革実施計画(令和3年6月閣議決定)



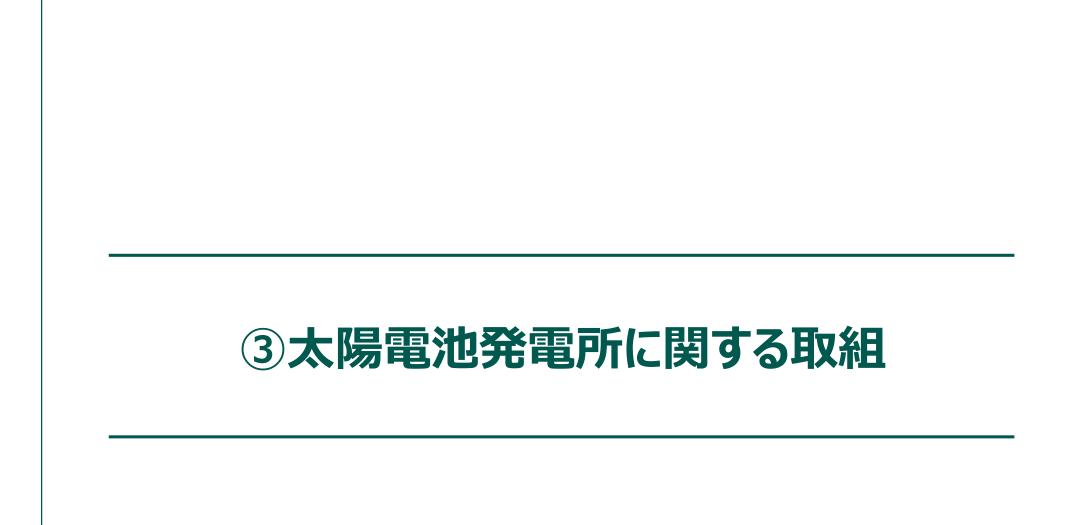
環境影響評価法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。

(令和3年10月措置)



立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。

(令和3年上半期には具体的な検討を開始、令和4年度結論)



4. 環境影響評価法の施行状況について ③太陽電池発電所に関する取組

太陽光発電事業に係る環境影響評価制度



- 2019年4月中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について以下の内容が示された。
 - ①基本的考え方
 - ○大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
 - ○**法対象とならない規模の事業**は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で**条例アセスの対象**とすることが 考えられる。
 - ○条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すべき。
 - ②規模要件、地域特性
 - ○規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力(交流)を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、 法における他の面整備事業の規模要件の水準(一種100ha・二種75ha)、面積と出力の関係を踏まえ、
 - 一種4万kw・二種3万kw(交流側)を規模要件とする。
 - ○太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、
 - 二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う(森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要)。



■ 中環審答申を踏まえ、以下のとおり制度化。

区 分	対象
環境影響評価法 令和2年4月から対象事業化	第一種:40MW(4万kW)以上の太陽光発電事業 第二種:30MW(3万kW)以上40MW(4万kW)未満の太陽光発電事業
地方公共団体の定める 環境影響評価条例	地方公共団体の定める対象要件による
太陽光発電の環境配慮ガイドライン 令和2年3月公表	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽 光発電施設(建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く)

太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月公表)

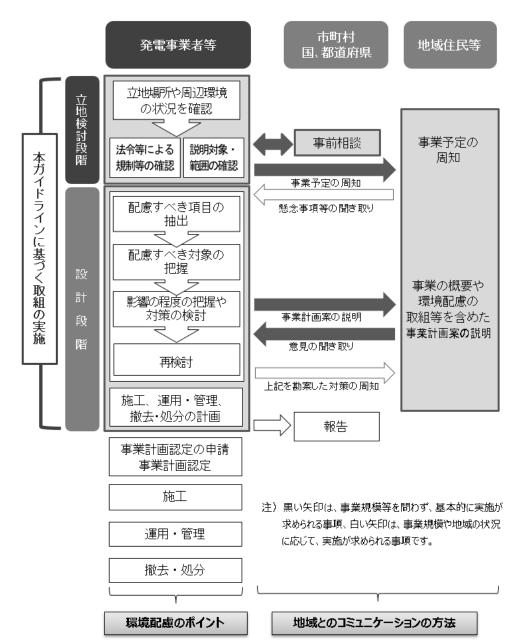


趣旨

- 太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増加。
- 多くのトラブル事例では、環境配慮や地域とのコミュニケーションが十分でないことが要因。
- このため、アセス法や条例の対象とならない事業について、発電事業者や設計・施工に関わる様々な立場の方において、地域とのコミュニケーションを図りつつ、自主的な環境配慮の取組みを実施することを促進するため、ガイドラインを作成。
- ▶ 環境に配慮した太陽光発電の導入により、地域の理解を促進、円滑な普及促進を目指す。

構成

- 小規模事業者においても、事業者が自ら環境配慮に取り組めるよう、わかりやすい簡易なチェックシートを作成し、チェックシートに沿って環境影響の把握や必要な取組を端的に把握できるよう工夫。
- チェックシートは、地域とのコミュニケーションにおいて、自 らの環境配慮の取組を説明する際にも活用可能。



太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン



背景

- 太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、造成地などの既に人為的に 改変された場所に設置されるものまで、多様な立地がみられるため、事業特性・地域特性を 踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが重要
- 造成地やゴルフ場跡地等の既に開発済み土地に関して、環境影響評価の項目の合理的な 選定の考え方を示したガイドラインを取りまとめた。(令和3年7月公表)
- 本ガイドラインにより、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境 影響評価の考え方が広く適用されるとともに、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境へ の負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。

概要

- 環境影響評価の項目は、一般的な事業内容想定して定められた参考項目(発電所アセス 省令※別表第五)を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて選定されることとなっている。
- 新たに林地を開発するのではなく、開発済みの土地を利用する場合に、非選定とし得る参考 項目やその考え方について整理した。
- 造成地やゴルフ場跡地において、新たな土地の造成等を行わない場合、
 - □ 建設機械の稼働や造成工事等に係る参考項目は選定不要と整理
 - その他の項目についても、個別に合理化の考え方を整理



4. 環境影響評価法の施行状況について ③太陽電池発電所に関する取組

(参考1) 太陽光発電事業について法アセスにおいて厳しい環境大臣意見を出した例



■ 事業者 : 小川エナジー合同会社

ひきぐん おがわまち

■ 事業位置 : 埼玉県比企郡小川町

■ 事業区域面積:約86ha、改変面積:約43ha

■ 事業内容 : 出力39,600kW

■ 環境影響評価に関するスケジュール

令和4年1月25日 経産省に環境大臣意見を提出

令和4年2月22日 経産省が事業者に環境大臣意見を勘案して勧告

環境大臣意見(令和4年1月25日)のポイント

- 本事業は、豊かな里山の生態系が形成されている事業地において、大規模な森林の伐採や土地の改変を予定。
- ▶ 当該準備書では、発電事業としての必然性の説明がなく、かつ環境への負荷が生じると考えられる大量の土砂の搬入を前提として環境影響評価を実施していることから、環境大臣意見では、土砂の搬入を前提としない計画への抜本的な見直しが必要であり、それができない場合は、事業実施を再検討することを強く求めた。

(参考2) 太陽光発電事業について法アセスにおいて厳しい環境大臣意見を出した例



■ 事業者 : 菅生太陽光発電合同会社

■ 事業位置 : 宮城県仙台市太白区と柴田郡村田町

■ 事業内容 : 太陽光発電 出力40,000kW

■ 環境影響評価に関するスケジュール

令和4年8月18日 経産省に環境大臣意見を提出

令和4年8月26日 経産省が事業者に環境大臣意見を

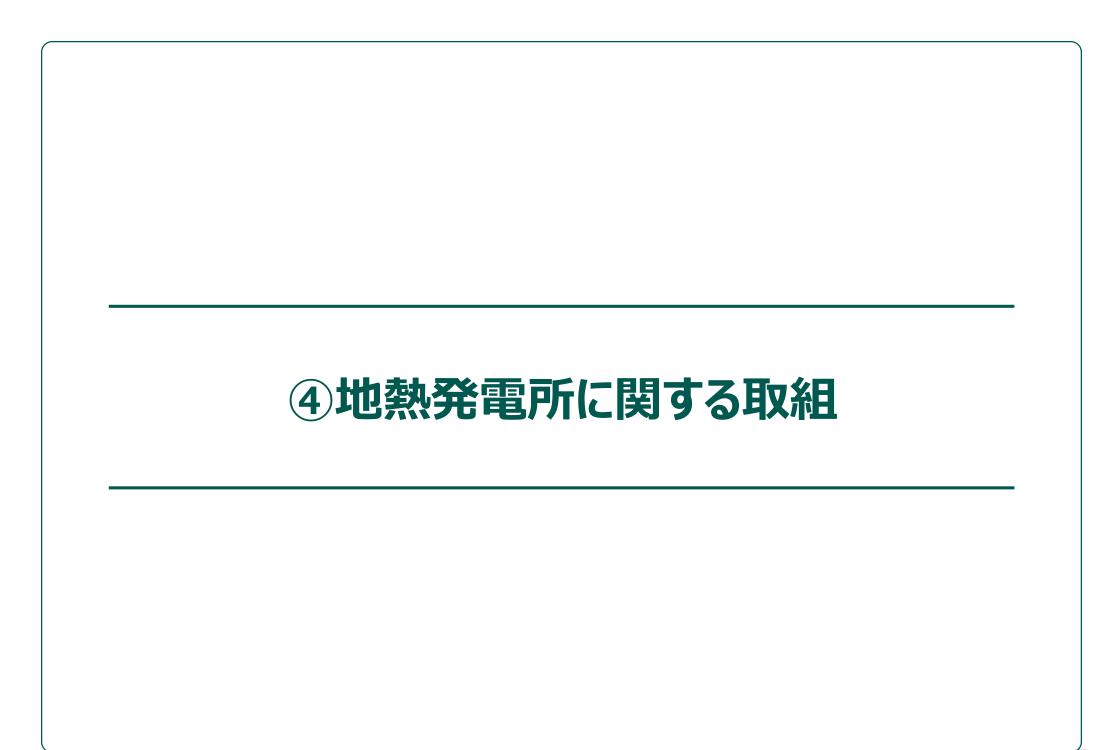
勘案して意見



出典:総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第18回)基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(第6回)合同会議資料2

環境大臣意見(令和4年8月18日)のポイント

- ➤ FIT制度上の高い買取価格の維持を目的として、約11km離れた太陽光パネル1枚のみと接続するためだけに、本来生じ得なかった環境影響を発生させるような開発行為を伴う事業計画は容認し難い。
- ▶ 環境保全の観点から著しく合理性を欠く事業計画であるため、長距離自営線の敷設の取りやめも含めて 検討し、事業計画の適切な見直しを求める。
 - ※ 長距離自営線を地下埋設や架設するため、工事に伴う建設機械・車両によるCO2排出量増加、 大気環境への影響等を懸念。



地熱開発導入加速化に向けた3ステップアプローチ



地熱発電施設数 66地点※

運用見直し

●自然公園法・温泉法の運用見直し

- ⇒自然公園法の地熱 取扱通知等・温泉法のガイドラインの 改訂案について検討会で合意
- ●エネルギー基本計画における目標設定

STEP2 (年度内)

STEP1

基盤整備発

STEP3

案実 件走 開 ●温泉モニタリング試行

- ●改正温対法(促進区域)の地熱開発における活用に向けた ガイドライン等検討
- ●温泉モニタリングの本格実施等
- ●地域伴走支援(促進区域活用、合意形成、適地誘導、環境配慮等)本格実施

⇒リードタイム:最大2年短縮

2030

2021

2022

2023

2029

地熱発電施設数倍増

4. 環境影響評価法の施行状況について ④ 地熱発電所に関する取組ついて

地熱発電所の環境影響評価手続きにおける事前調査等の扱いについて



背景

- □「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に おいて、地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査 等の扱いについて整理することとされた。
- 地熱発電では、事業計画の詳細を検討するにあたって、地下に関する情報が不可欠。
- □ 環境影響評価手続きを通じて、適切な環境保全措置を講じるためにも地下の調査を必要とする場合が想定される。

対応

- □ 地熱発電事業におけるボーリング調査や調査井掘削など、環境アセスメントを進める上で必要な事業計画の検討のために行われる事前調査の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体等に通知を発出
- □ なお、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、「環境アセス メントの迅速化」のための施策、取組を推進してきたところ。
- □ 環境影響評価法の対象となった地熱発電所(6事業)のうち、環境アセスメントの迅速化の施策、取組以降に手続きを実施した**地熱発電所(4事業)**については、**環境アセスメント期間が大幅に短縮。**地方自治体の審査期間の短縮等の取組について引き続き協力を要請。

地方自治体向け通知を発出

「地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査等の扱いについて」

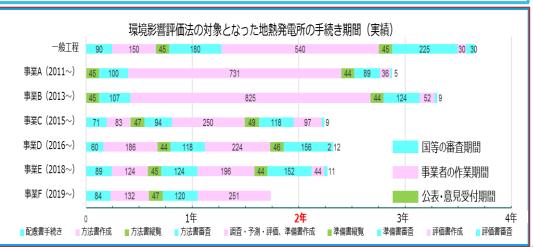
事業計画の検討に必要な 地下の調査

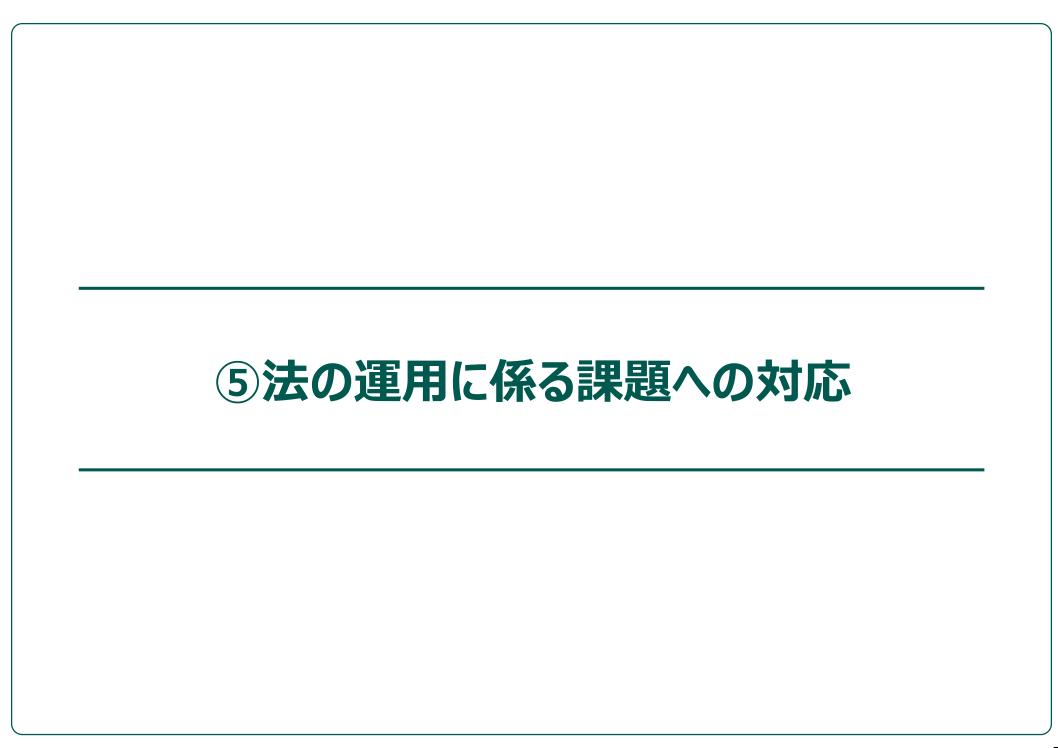
- 地熱発電では、事業計画の詳細 を検討するにあたって、地下に関す る情報が不可欠。
- 環境影響評価手続きを通じて、適切な環境保全措置を講じるためにも地下の調査を必要とする場合が想定される。

手続き終了前に行われる 事前調査の考え方

● 地熱発電事業におけるボーリング調査や調査井掘削など、環境アセスメントを進める上で必要な事業計画の検討のために行われる事前調査等については認められる。

地熱発電所の環境影響評価手続き期間は大幅な短縮が実現 引き続き地方自治体の協力を要請





法の運用に係る課題への対応(事業の一連性について)



- 「事業の一連性」(アセス法対象となる一つの事業のまとまりの考え方)は、「事業目的の同一性」及び「構想及び決定の時期の同一性」等により総合的に判断されるもの。(事業者が複数であっても、事業目的・構想及び決定の時期が同一であれば、一連の事業とみなされる場合がある。)
- 経済産業省は、全発電事業に共通するアセス法の対象とすべき事業の考え方として、平成25年に「判断の目安」を整理。
- 環境省及び経済産業省は、事業形態が多様化しアセス逃れの懸念が高まっている太陽光発電や風力発電について、 法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方を明確化し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境 影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」(以下 「事業の 一連性通知」という。)として取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、令和3年9月に公表した。

事業の一連性通知のポイント

- 判断の目安における各要素の取り扱い・重みづけを明確化
- 管理の一体性は、外形的ではなく、**実質的に判断**することを明確化

「同一発電所」の判定 同一構内 記備の結合性 利完 (同一工事」の判定

○「管理の一体性」の考え方

- ⇒ 設置者といった法的・外形的な意味での管理主体のみならず、 事業の管理運営を行う者や当該事業による利益が帰属する先としての 「実質的な」管理主体を同定。
- ※ 近接性、設備の結合性は、補完的に用いて判断。同一構内か否かは、問わない。 (風力及び太陽電池発電所は、発電設備間に一定の距離を置くなど、柔軟な配置が可能なため。)

○「同一工事」の考え方

⇒ 計画全体を把握するため、事業組成段階から計画の変遷や 契約・行政手続の時期等を加味し、判断。

脱炭素社会実現のための洋上風力発電の位置づけ



- 2050年CNや2030年温室効果ガス削減目標を目指す中、エネルギー基本計画のエネルギーミックスによれば、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は36-38%とすることが必要。
- 風力発電は再生可能エネルギーの中で、太陽光とともに主力を担う位置づけ。陸上風力の適地が減少する中で、海に囲まれた日本では洋上風力の大規模導入への期待が高い。
- 「洋上風力の導入を促進するための官民協議会」では、洋上風力発電について<u>2030年1,000万kW、</u> <u>2040年3,000~4,500万kWの案件形成を目標</u>としている。(年間100万kW(年間3~4海域)を案件 形成していく規模イメージ)

<エネルギーミックスの電源構成比率>

10,240億kWh程度 10,650億kWh程度 約9,300~9,400 億kWh程度 水素・アンモニア 再エネ 非化石 約1%程度 24% 程度 非化石 44% 5%程度 原子力 程度 約36~38% 22~20% 程度 程度 非化石 59% 程度 37%程度 LNG 約20~22% 27% 程度 程度 化石 76% 程度 化石 56% 約20% 程度 石炭 32%程度 41% 26% 程度 約19% 程度 石油等 約2%程度 2030年度 2019年度 2030年度

出所:経済産業省、2021年7月 エネルギー基本計画(素案)の概要

<洋上風力発電の導入目標>

【参考】エリア別の導入イメージ

北海道 導入目標 955∾ 1465万kW 124~ 2040年 205万kW 約3,000万kW~ 東北 約4,500万kW 590~900万kW 2030年 北陸 533万kW 約1,000万kW 85~130万kW 中国 東京 30~50万kW 75~9075kV 九州 135万kW 775~ 関西 中部 1190万kW

56

出所:洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会「洋上風力産業ビジョン概要(第一次)(令和2年12月)

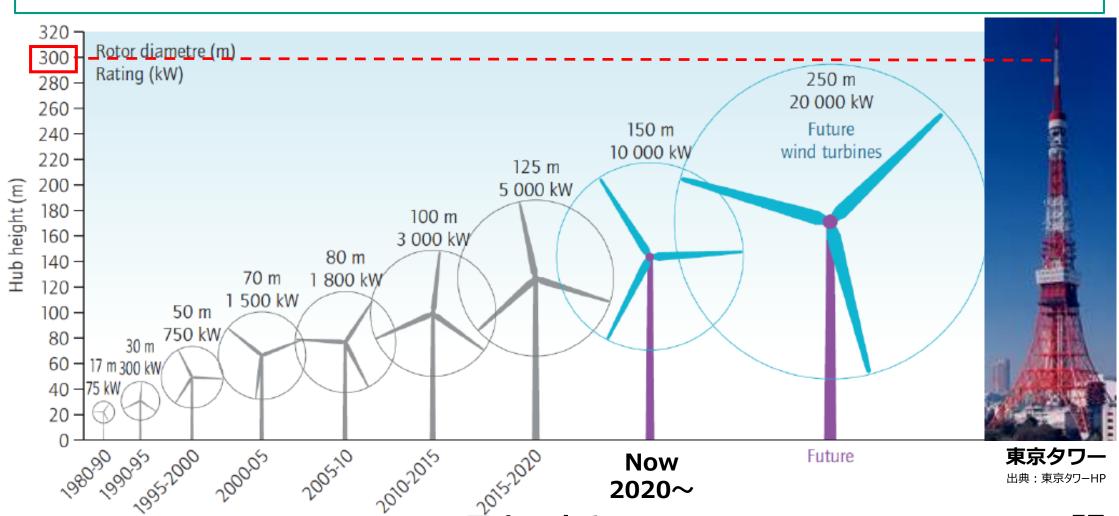
222~

2087FkW

風力発電機の大型化



■ 欧州では洋上で10,000kW級の風力発電機の商用運転が開始されている。今後大規模化が進む見込みであり、2028年に運転開始予定の千葉県銚子市沖の計画では、12,600kWの風車の導入が予定されている。



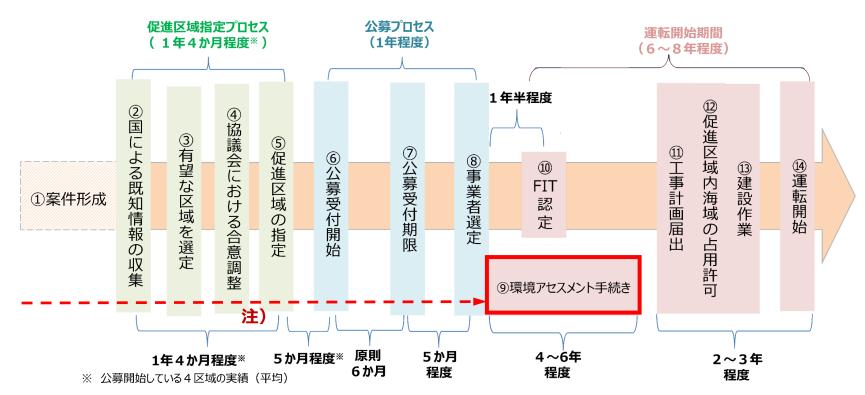
出典: Technology Roadmap wind energy,2013,IEA

洋上風力の導入を支える制度(再エネ海域利用法)について



- 再工ネ海域利用法は、国(経済産業省、国土交通省)が、領海内において、洋上風力発電事業が実施可能な促進区域を指定、公募による事業者を選定、長期占用(30年)を可能とする制度。
- 促進区域指定に当たっては、関係者による地域協議会において合意形成が図られている。
- 再工ネ海域利用法と環境影響評価法は独立しており、従来からの環境アセスメントの制度が並行して適用される。選定された事業者は、別途、法に基づく環境アセスメントを実施する必要がある。

<洋上風力発電のスケジュールフロー>



再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係



地域	規模	有望な区域 として選定	協議会	促進区域に指 定	公募を開 始	事業者選定	環境影響評価図書の提出件数 (※)
秋田県能代市、三種町及び 男鹿市沖	47.88万kW		4 🛭		2020年 11月		4件
秋田県由利本荘市沖 (北側·南側)	81.9万kW	 2019年7月	4 🛭	2020年7月	2020年 11月	2021年12月	4件
千葉県銚子沖	39.06万kW	201947/3	3 🗓	2			2件
長崎県五島市沖	1.7万kW		4回	2019年12月	2020年 6月	2021年6月	1件
青森県沖日本海(北側)	30万kW						9件
青森県沖日本海(南側)	60万kW	2020年7月	2回				91+
秋田県八峰町及び能代市沖	36万kW	2020年7月	4回	2021年9月			5件
長崎県西海市江島沖	42万kW		3回	2022年9月			2件
秋田県男鹿市、潟上市及び 秋田市沖	34万kW		4回	2022年9月			3件
山形県遊佐町沖	45万kW	 2021年9月	2回				5件
新潟県村上市及び胎内市沖	35万kW,70万kW	,	3回	2022年9月			6件
千葉県いすみ市沖	41万kW		1 🗇				6件
千葉県九十九里沖	40万kW	2022年9月					0件

2022年10月13日時点 環境省調べ

○再工ネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

- ・再工ネ海域利用法に基づく<u>公募により選定された事業者は、事業の実施に当たって、環境影響評価法に基づく環境影響評価を適切に行う必要がある</u>とともに、海洋環境の保全との調和に十分に配慮する必要がある。(なお、環境影響評価手続は事業実施前のどの段階で行うか限定しておらず、公募前であっても事業者は環境影響評価手続を実施することが可能。そのため、配慮書は既に多く作成されている。)
- ・基本的な方針において、経産大臣及び環境大臣は区域指定の段階から環境への配慮が適切になされていることを前提としつつ、環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化を図ることとされている。

洋上風力のアセス制度最適化に向けた検討



<地域脱炭素ロードマップ (2021年6月)、地球温暖化対策計画 (2021年10月) >

風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

- ⇒ 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省 庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。
- ▶ また、洋上風力発電の導入促進のため、国等による海域における鳥類等の環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性にあった環境保全措置の手法を検討し、考え方を示す。

<規制改革実施計画(2022年6月)>

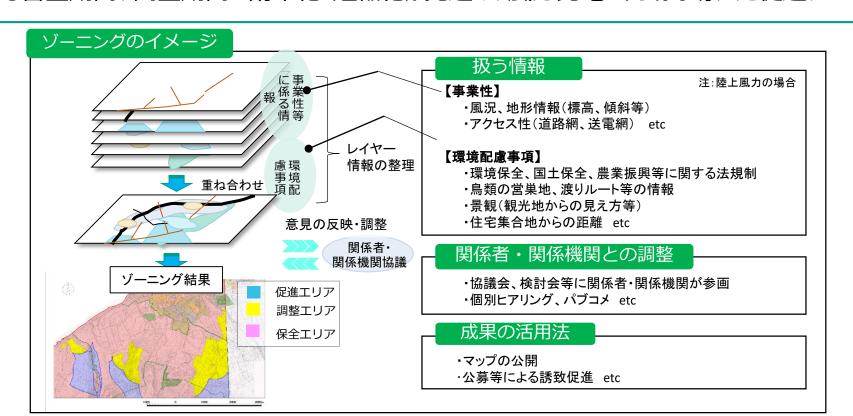
洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No. 事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19 日本版セントラル : 確立	はのや政府に準ずる特定の主体等による初期段 階の調査を開始した上で、同方式を前提とした事業者公募を実施する。	a:令和5年度から	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省

(参考) 風力発電に係るゾーニング



- ■風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となることがあり、環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- ■このため、環境省では、事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で、関係者の協議の もと、再生可能エネルギー導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を 行うことを促進。平成28年度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を16地方自治体において 実施。平成30年に「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定、令和2年に改訂。
- ■○ゾーニングを踏まえた事業計画が立案されることにより、地元の理解が得られやすくなり、また、環境アセスメントに要する審査期間、調査期間の効率化・短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。



(参考) ゾーニング導入可能性検討モデル事業実証事業の活用例



■ ゾーニング導入可能性検討モデル事業を実施した地域では、当該事業で収集した情報を、 再工ネ海域利用法の促進区域指定に向けたプロセスに活用している。

〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況(2022年9月30日)〉

\	い、日主の巨気はい	762 E47/	(2022-7	,,,,,
区域名			万kW	
	①長崎県五島市沖(浮体)	1.7	
	②秋田県能代市・三和	重町・男鹿市沖	47.88	事業者選定済
	③秋田県由利本荘市	沖	81.9	約170万kW
促進	④千葉県銚子市沖		39.06	
区域	⑤秋田県八峰町・能作	代市沖	36	
	⑥長崎県西海市江島	沖	42	秋田八峰・能代 沖と合わせ、年内
	⑦秋田県男鹿市・潟」	上市·秋田市沖	34	に公募開始予定 約180万kW
	⑧新潟県村上市·胎内	<u>内市沖</u>	35,70	W) TOO/JKW
	⑨青森県沖日本海 (北側)	30	
	⑩青森県沖日本海(南側)	60	
有望	⑪山形県遊佐町沖		45	
区域	⑫千葉県いすみ市沖		41	
	⑬千葉県九十九里沖		40	②佐 ⑥長嶋
	④北海道檜山沖	@岩手県久慈市沖(浮体	k)	①長崎
一定の	⑤北海道岩宇・ 南後志地区沖	②福井県あわら市沖		
準備段	⑯北海道島牧沖	②福岡県響灘沖		
階に進 んでい	⑰北海道松前沖	②佐賀県唐津市沖		【凡例】 ※下線は2022
る区域	⑱北海道石狩市沖	②富山県東部沖(着床・)	浮体)	※容量の記載(
	⑪青森県陸奥湾			事業者の計画(系統確保容量
	区域に対しては、一準階がでは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	②軟田県能代市・三和 ③秋田県能代市・三和 ③秋田県・田利本荘市 ④千葉県銚子市沖 ⑤秋田県八峰町・能代 ⑥長崎県西海市江島 ⑦秋田県男鹿市・潟」 ⑧新潟県村上市・胎門 ⑨青森県沖日本海(⑩青森県沖日本海(⑪青森県沖日本海(⑪山形県遊佐町沖 ⑫千葉県ハ十九里沖 ⑭北海道岩中・南後志地区 坪東道橋山沖 ⑮北海道島牧沖 ⑯北海道島牧沖 ⑯北海道の大河・地 ⑯北海道の大河・地 ⑯北海道石狩市沖 ⑯北海道石狩市沖	①長崎県五島市沖(浮体) ②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖 ③秋田県由利本荘市沖 ④千葉県銚子市沖 ⑤長崎県西海市江島沖 ⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 ⑥長崎県西海市江島沖 ⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 ⑧新潟県村上市・胎内市沖 ⑨青森県沖日本海(中側) ⑩山形県遊佐町沖 ⑩十葉県いすみ市沖 ⑪千葉県いすみ市沖 ⑪北海道岩宇・南後志地区沖 ⑩北海道岩宇・南後志地区沖 ⑩北海道島牧沖 ⑫右岡県響灘沖 ⑫北海道島牧沖 ⑫右岡県響灘沖 ⑫北海道松前沖 ⑫右賀県唐津市沖 ⑫北海道石狩市沖 ⑭宮山県東部沖(着床・	図画名



(1)都道府県等 からの 情報収集

プロセス

(2)有望な区域等 の公表 (3)協議会の組織 風況/地質調査 (4)**促進区域**の 指定 (5)公募による 事業者選定 (6)再工ネ特措法 認定 30年間の占用許可

(7)事業の開始

洋上風力関連予算事業(環境省)の概要



洋上風力発電の導入が見込まれる海域における環境調査事業(令和4年度~令和6年度)

今後、洋上風力発電の導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査(現地調査、ヒアリング調査等)を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベースから事業者や地方公共団体等に広く提供する(令和4年度は山形県遊佐町沖で実施中)。

洋上風力発電に係る環境影響評価に関するガイドラインの策定(令和4年度)

洋上風力発電の導入実績が国内では少なく、運転開始後の環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、洋上風力発電に関する技術的な情報を整理するとともに、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理したガイドラインを作成する。

洋上風力発電に係る鳥類等の継続的な把握手法の実証調査事業(令和4年度~令和5年度)

洋上風力発電に関しては、国内での稼働実績が少なく、影響の予測や実態把握が難しいという課題がある。このことから、レーダー等の複数の調査手法を用いて、鳥類等の飛翔状況を調査し、稼働に伴う影響を継続的に把握する手法の技術的検証を行う。

洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業



【令和5年度要求額 450百万円(450百万円)】

洋上風力発電に関する情報基盤整備や環境保全の手法の実証を進め、洋上風力発電の導入を促進します。

- □ 適地の選定が進められている着床式洋上風力発電について、海域特有の環境情報を整備・提供する。
- ② 2050年CNに向け導入ポテンシャルの大きい洋上風力発電について、その特性を踏まえ、施設の稼働に伴う環境影響をモニタリングし、順応的に管理する 手法等を実証することで、環境保全手法を最適化する。

これらにより環境影響評価等の合理化・迅速化を図り、適正な環境配慮が確保された洋上風力発電の導入を促進することで、脱炭素社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

1. 事業目的

脱炭素社会の実現に向けた洋上風力発電の大量導入のためには、環境影響評価法に基づき実施される環境影響評価の合理化・最適化を進め、効率的な手続とする必要があることから、以下の事業を行う。洋上風力に係る環境影響評価の最適化の検討は、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策のひとつとして位置付けられている。

① 洋上の環境情報の調査・提供【委託】

今後洋上風力発電の導入が見込まれる海域において環境調査を実施し、取りまとめた情報をデータベースから事業者や地方公共団体に提供することで、現在設置が検討されている着床式洋上風力発電における環境影響評価等の合理化・迅速化を図る。

② 洋上風力発電における順応的管理等実証事業 【委託】

2050年CNに向け導入ポテンシャルが大きい洋上風力発電について、環境影響の把握・予測が難しいという課題がある。事業者による適正な環境配慮を確保しつつ、円滑な洋上風力発電の導入を実現するため、海外事例も参考にしつつ、洋上風力発電の特性を踏まえた環境保全措置の考え方として、稼働に伴う環境影響を継続的に把握し、低減できる手法(順応的管理)等を実証することで、環境保全手法を最適化する。

3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業

■委託先 民間事業者・団体

■実施期間 ①令和4年度~令和6年度 ②令和4年度~令和5年度

4. 事業イメージ



事お業け

る



上風力発電の導入を促進テンシャルを最大限活かした環境の保全に十分配慮しつつ、

洋ポ・

脱炭素社会の実現

お問合せ先: 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 電話:03-5521-8235

国による洋上の環境情報の調査



課題

洋上風力発電に関する環境アセスの課題

- ・同一海域で複数事業者が調査を実施。混乱・社会的コストの増加
- ・洋上風力に関する環境アセスの**知見の不足**

取組

環境省自らがポテンシャルのある海域で環境アセスメントの基礎となる

データ収集・調査を行う事業を実施し、成果を事業者に提供。

⇒ 関係省庁と連携し、環境省の新たな取組



令和4年度洋上風力に係る環境影響評価のための環境調査を実施

- ①令和4年度の実施海域の公募を実施。(令和3年11月16日~12月20日)
- ②公募の結果、令和4年度の実施海域として「山形県遊佐町沖」が選定された。 (令和3年12月24日)
 - ③当該海域での環境調査を実施中。(令和4年4月~令和5年3月)
- ※12月1日、令和5年度の実施海域として「千葉県いすみ市沖」「新潟県村上市及び胎内市沖」を選定





- これまで再工ネ海域利用法に基づき、我が国領海内での導入拡大の取組を行ってきたが、近年、洋上風力の排他的経済水域(EEZ)への展開を可能とするための法整備を含めた環境整備に対するニーズが高まってきていることを踏まえ、内閣府総合海洋政策推進事務局が、EEZにおける洋上風力発電の実施に関して、国連海洋法条約との整合性を中心に、国際法上の諸課題に関し検討するための会議を開催。
- 今後の検討会において、環境影響評価についても論点として取り上げられる見込み。
- 検討結果については、令和5年1月頃に一定の取りまとめを行う予定。

■ 構成

○有識者(敬称略)	
•來生 新(座長)	神奈川大学 海とみなと研究所上席研究員、
	横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授
•井上 登紀子	東京海上日動火災保険株式会社執行役員
•兼原 敦子	上智大学教授
•清宮 理	一般財団法人 沿岸技術研究センター参与、
	日採田十学夕举教博

早稲田大学名言教授
・鈴木 英之 東京大学大学院教授
・西村 弓 東京大学大学院教授
・西本 健太郎 東北大学大学院教授

〇関係省庁

- 内閣府総合海洋政策推進事務局
- · 外務省国際法局国際法課海洋法室
- •水產庁漁政部介画課
- ・資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室
- ·国土交通省総合政策局海洋政策課
- ·国土交通省海事局海洋·環境政策課
- ·国土交通省港湾局海洋·環境課
- •環境省大臣官房環境影響評価課
- 開催状況 第1回(10月6日) 論点:洋上風力発電施設の国際法上の位置づけ、主権的権利の範囲 ※第3回(12月13日)において「環境影響評価」について議論の予定



環境アセスメントデータベース"EADAS (イーダス)"



- 平成25年にシステムを運用開始して以降、自然環境・社会環境の情報や、再生可能エネルギーに関する情報を拡充。
- 環境アセスメント以外にも幅広い分野で活用が図られ、アクセス数が伸びている。

■情報整備モデル事業H24~ ■情報整備事業H30~ **H24 H25 H26 H27 H28 H29** H30 **R1 R2** R3~ 情報整備モデル地区の 全国85地区の情報整備モデル地区で環境調査 環境調査 全国環境情報 国・自治体等の環境・再エネ情報の整備、更新 情報整備 環境アセスメント システム構築 ···H26.5~本運用 H28.5/H29.7/H30.7 リニューアル ~運用 運用 事新 データベース"EADAS"

■全国環境情報の整備・更新の実績

全国環境情報の 整備・更新 【整備・更新レイヤ数】

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規GIS情報 整備レイヤ数	64	_	99	114	134	93	61	39	10
収録GIS情報 更新レイヤ数	-	_	5	20	27	38	59	45	46

■事業の成果の活用状況

情報整備モデル地区 環境調査 【情報利用申請数】

環境調査の想定事業	情報整備モデル地区数	情報の利用申請数(R4.3現在)
陸上風力	59地区	70地区
洋上風力	24地区	51地区
地 熱	2地区	1地区

環境アセスメントデータ ベース"EADAS" 【閲覧者数・閲覧数】

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
データベースの閲覧者数 (Visit数)	1,143	3,777	4,229	7,730	5万	10万	14万	22万	27万
データベースの閲覧数 (Page View数)	56万	68万	54万	313万	498万	1,214万	2,290万	2,380万	4,930万

(参考)環境アセスメントデータベース"EADAS"の概要

な情報を

元

的

収録



■ 環境省では、適正な環境への配慮を確保したうえで、地域と共生した再生可能エネルギーの円滑な導入を図るため、環境アセスメント制度やゾーニング等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するためのデータベースを整備している。

全国環境情報

- ○地域の自然環境に関する情報(自然公園、重要種の生息情報など)
- ○地域の社会環境に関する情報 (土地利用規制の情報など)

再生可能エネルギー情報

○再生可能エネルギーに関する情報(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシティビティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報







環境アセスメント データベース "EADAS"

- ウェブサイト上の GISで閲覧
- パソコン,タブレット, スマートフォンで誰 でもアクセス



地方自治体

• 地域特性の把握

閲

情

報

活

用

• 再生可能エネルギー導入 適性の把握

地域住民·関係者

住民、先行利用者、NPO などの関係者の共通理解 の促進

再エネ事業者等

- 初期の立地調査や現況調査の効率化
- ・立地リスクの低減

環境アセスメントデータベース"EADAS"

https://www2.env.go.jp/eiadb/

環境アセスメントデータベース

(参考) EADASに収録している地図情報 [2022年3月31日現在]



■全国環境情報

大気環境の状況

- ●気象観測所
- ◆大気汚染常時監視測定局
- ●自動車騒音常時監視地点

水環境の状況

- ●河川
- ●湖沼
- ●潮汐観測位置
- ●波浪観測位置
- ●河川の公共用水域水質測定点
- ●湖沼の公共用水域水質測定点
- ●地下水の公共用水域水質測定点
- ●海域の公共用水域水質測定点
- ●水浴場水質測定点
- ●潮流推算

る

●潮汐推算

土壌及び地盤の状況

- ●土壌分類図
- ●土壌図
- ●レッド・データ十嬢

放射性物質の状況

●空間線量の測定地点

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- ●中大型哺乳類分布情報
- ●要注意鳥獣牛息分布情報
- ●コウモリ洞分布
- ●コウモリ生息情報
- ●コウモリ分布
- ●イヌワシ・クマタカ生息分布
- ●オオワシ・オジロワシ生息分布
- ●渡りをする夕力類集結地
- ●ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地
- ●海生哺乳類の分布情報
- ●海牛爬虫類(ウミガメ産卵地以外の確認情報)
- ●魚等の海域別分布情報
- ●底生生物の海域別分布情報
- ●重要湿地
- ●重要里地里山
- ●重要野鳥生息地 (IBA)
- ●生物多様性重要地域(KBA)
- ●ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)
- ●EAAFP(※1)国内参加地

その他の事項

- ●雷マップ
- ●台風経路図 ●最深積雪

●現存植生図(縮尺1/2.5万)整備済みメッシュ ●現存植生図(縮尺1/5万) ●植生自然度図

●シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

●海の重要野鳥牛息地(マリーンIBA)

■昆虫類の多様性保護のための重要地域

●干潟分布・藻場分布(※2) ・サンゴ礁分布

●環日本海エリアのクロロフィルa濃度

●絶滅危惧種(植物)の分布情報

●現存植生図(縮尺1/2.5万)

●海生生物の重要な生息環境(岩礁域、湧昇域)

●特定植物群落

●巨樹・巨木林

●ウミガメ産卵地

●海鳥繁殖地

●重要海域

●海棲哺乳類確認情報

(2000~2019平均)

- ●植牛自然度図(自然度9、10)
- ●保護林
- ●緑の回廊

(※1)東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (※2) 2018-2020年度調査を収録予定

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- ●自然景観資源
- ●観光資源
- ●世界ジオパーク・日本ジオパーク
- ●国立公園の利用施設計画
- ●国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- ●キャンプ場
- ●長距離自然歩道 ●海水浴場・潮干狩り場
- ●海が見える主要な眺望点
- ●マリンスポーツ・レジャー
- ●藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織 ●水産資源に関する情報を有する組織・機関

- ●スカイスポーツ
- ●天文台
- ●残したい日本の音風景100選
- ●快水浴場百選
- ●水源の森百選
- ●白砂青松100選
- ●美しい日本のむら景観百選
- ●日本100名城
- ●日本の夕陽百選
- ●日本の歴史公園100選
- ●さくら名所

地形及び地質の状況

- ●地形分類図
- ●日本の典型地形
- ●日本の地形レッドデータ
- ●地方公共団体選定の重要な地形・地質 ●表層地質図
- ●赤色立体地図(陸域詳細版)
- ●傾斜区分図
- ●地上開度
- ●水深(500mメッシュ)

- ●水深(等深線:M7000)
- ●海底地形図(赤色立体地図)
- ●海底地質図
- ●島名

人口及び産業の状況

●人口集中地区(DID)

土地利用の状況

- ●十批利用
- ●国土画像情報

交通の状況

- ●数値地図道路データ(道路分類) ●数値地図道路データ(幅員区分)
- ●船舶通航量
- ●道の駅

境

す

る

学校、病院、その他の 環境の保全についての 配慮が特に必要な施設等

- ●病院、診療所 ●福祉施設
- ●図書館
- ●建築物

河川、湖沼及び海域の利用 並びに地下水の利用の状況

●海底輸送管

●海上構造物

●海底障害物

●指定錨地

●検疫錨地

●港則法航路

●沈船

航路

- ●利水現況図
- ●内水面漁業権 ●上水道関連施設
- ●名水100選
- ●漁業権 ●魚礁
- ●港湾
- ●漁港
- ●低潮線保全区域
- ●航路標識 ●海底ケーブル
- ●海底ケーブル区域

廃棄物の状況

●産業廃棄物処理施設

環境の保全を目的とする法令等により 指定された地域等

- ●公共用水域類型区分
- ●自然公園区域(国立公園)
 - ●自然公園区域(国定公園) ●自然公園区域(都道府県立自然公
- ●自然環境保全地域(国指定) ●港則法適用港 ●自然環境保全地域(都道府県指定)
- ●港則法びょう地 ●近郊緑地保全区域 ●海上交通安全法
 - ●鳥獣保護区(国指定)
 - ●鳥獣保護区(都道府県指定)
 - ●ラムサール条約湿地 ●牛息地等保護区
 - ●保護水面
 - ●自然再牛事業実施地域 ●世界自然遺産
 - ●重要文化的景観 ●国指定文化財等

●世界文化遺産

●都道府県指定文化財 ●埋蔵文化財包蔵地

●世界文化遺産候補地

- ●景観計画区域
 - ●暑観地区・進暑観地区 ●景観重要建造物・樹木
 - ●歴史的風土保存区域 ●保安林 (国有林)
- ●保安林 (民有林)
- ●国有林 ●森林地域(※3)
 - 国有林 保安林(国有林、民有林) 保安林(民有林)
- 地域森林計画対象民有林 ●海岸保全区域

●農業地域(※3)

●都市計画用途地域

- ●都市地域(※3) (市街化区域、市街化調整区域等) ●治水地形分類図更新版
- (※3)国土利用計画法による土地利用基本計画 に基づいて定められた地域

防災関連情報

- ●砂防指定地
- ●地すべり防止区域
- ●急傾斜地崩壊危険区域
- ●山地災害危険地区(国有林) ●山地災害危険地区
 - (民有林直轄事業区域)
- ●山地災害危険地区(民有林) ●土砂災害危険箇所
- ●土砂災害特別警戒区域 ●土砂災害警戒区域
- ●浸水想定区域(洪水) ●浸水想定区域(津波)
- 災害履歴図(土地履歴調査) ●治水地形分類図初版

(2007~2019年)

(1976~1978年)

- ●水深(等深線:J-EGG500等)

- ●表層地質図_断層
- ●海底の底質

その他の事項

- ●経緯線 ●標準地域メッシュ
- ●行政区域 ●海岸線からの離岸距離
- ●海岸線(有人島)からの離岸距離 ●領海外縁線
- ●空港等の周辺空域 ●航空保安無線施設
- ●航空管制用レーダー施設 ●気象レーダー設置場所(気象庁)
- ●レーダ雨量計設置場所(国土交通省)
- ●航空自衛隊レーダーサイト ●白衛隊・米軍基地
- ●米軍演習区域 ●自衛隊射撃訓練等海上区域



(参考) EADASに収録している地図情報 [2022年3月31日現在]



■再生可能エネルギー情報

再生可能エネルギー発電所

- ●既設の風力発電所(発電所位置)
- ●既設の風力発電設備(風車位置)
- ●計画中の風力発電所
- 計画中の太陽電池発電所
- ●既設の地熱発電所
- ●計画中の地熱発電所
- ●事業計画認定情報(FIT認定設備の概略位置) 太陽光発電(2,000kW未満) 太陽光発電(2,000kW以上)

太陽光発電(風力発電

水力発電 地熱発電

バイオマス発電

再生可能エネルギー資源情報

- ●日射量マップ
- ●風況マップ
- ●地熱マップ

地下温度構造(G.L.Om) 地下温度構造(G.L.-500m)

地下温度構造(G.L.-1000m) 地下温度構造(G.L.-1500m)

地下温度構造 (G.L.-2000m)

地下温度構造(G.L.-2500m) 地下温度構造(G.L.-3000m)

地下温度構造 (G.L.-3500m)

地下温度構造(G.L.-4000m) 地下温度構造(G.L.-4500m)

電力系統情報

●系統マップ

再生可能エネルギー施策情報

- ●再エネ海域利用法に基づく促進区域
- ●海洋再生可能エネルギー実証フィールド
- ●情報整備モデル地区
- ●ゾーニング事業 (環境省)

■風力発電における鳥類のセンシティビティマップ

風力発電における鳥類のセンシティビティマップ (陸域版)

- ●注意喚起メッシュ
- ●重要種

イヌワシの分布図チュウヒの分布図

サンカノゴイの分布図

オオヨシゴイの分布図

オジロワシの分布図

クマタカの分布図

オオワシの分布図

タンチョウの分布図 コウノトリの分布図

- ●集団飛来地
- ●鳥類の渡りルート日中の渡りルート

夜間の渡りルート ●その他

猛禽類の渡りの飛翔高度図

風力発電における鳥類のセンシティビティマップ (海域版)

●注意喚起メッシュ 注意喚起メッシュ 申請後データありメッシュ

●構成要素

情以安系 保護区等の評価メッシュ 海鳥の集団繁殖地の評価メッシュ

海鳥の洋上分布の評価メッシュ ●飛行機による海鳥の分布調査

調査範囲

密度分布(全調査回)

密度分布(月別調査)

●参考資料

船による海鳥の分布調査(調査範囲) 船による海鳥の分布調査(密度分布)

船による海鳥の分布調査(申請後データありメッシュ)

■国立公園等インベントリ整備情報

国立公園等インベントリ整備情報

- ●主題図1 重要種分布図
- ●主題図2 重要な生物群集図
- ●主題図3_重要な視点場図
- ●主題図4_公園計画の見える化図
- ●主題図5 情報GAP図

環境影響評価図書の公開の取組



- ■環境影響評価図書については、多くの場合、縦覧又は公表期間が終了した後は閲覧ができない。
- ■国民の情報アクセスの利便性を高め、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため、環境省では、平成30年度より、縦覧又は公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省において、環境影響評価図書の公開を進めることとした。

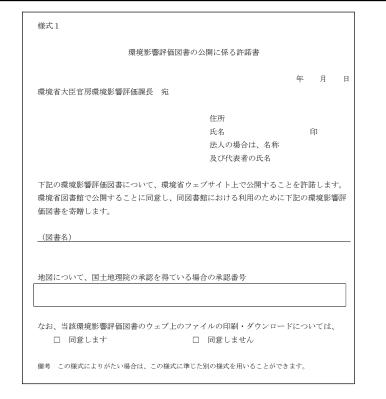
環境影響評価図書の公開のポイント

<公開方法>

- ⇒ 環境省ウェブサイトでの公開 http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html
- > 環境省図書館での公開

<公開の流れ>

- ▶ 協力いただける事業者は、環境省に、電子データ、図書と、 許諾書を提出。
- ▶ 環境省では、ウェブサイトに、著作権者の許諾を得ないで 複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、 著作権法に基づく著作者の権利について必要な保護を 図った形で公開。



環境影響評価図書の公開に係る許諾書様式

環境影響評価図書の公開状況



- ■令和4年10月20日現在、御協力をいただき公開している環境影響評価図書の案件は、69件。
- 環境省としては、引き続き自主的な協力を呼びかけていく。

事業種	図書名(一部)	事業者名
発電所(洋上風力)	(仮称) 佐賀県における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	日本風力エネルギー株式会社
発電所(太陽電池)	(仮称) CS宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書	ティーダ・パワー110合同会社
道路	一般国道 127号 富津館山道路(富浦インターチェンジ~富津竹岡インターチェンジ)計画段階環境配慮書	千葉県
土地区画整理事業	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書	横浜市
発電所(太陽電池)	アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業計画段階環境配慮書	山都太陽光発電所合同会社
発電所(陸上風力)	(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書	コスモエコパワー株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価準備書	コスモエコパワー株式会社
廃棄物最終処分場	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る環境影響評価準備書	大阪湾広域臨海環境整備センター
発電所(陸上風力)	(仮称)串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書	株式会社イメージワン
発電所(陸上風力)	(仮称)会津若松みなと風力発電事業環境影響評価方法書	株式会社イメージワン
発電所(陸上風力)	(仮称)西山風力発電事業環境影響評価方法書	日本風力エネルギー株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書	合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所
道路	一般国道464号北千葉道路(市川市-船橋市)環境影響評価書	千葉県
発電所(陸上風力)	(仮称)島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書	コスモエコパワー株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書	株式会社GF
発電所(陸上風力)	姫神ウィンドパーク事業環境影響評価報告書	コスモエコパワー株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業計画段階環境配慮書	合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所
発電所(陸上風力)	(仮称)北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書	北栄町
発電所(陸上風力)	(仮称)番屋風力発電所更新事業計画段階環境配慮書	株式会社鹿児島風力発電研究所
飛行場	屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価方法書	鹿児島県
発電所(洋上風力)	(仮称)山形県遊佐沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	コスモエコパワー株式会社、加藤総業株式会社
道路	福岡広域都市計画道路 1 · 4 · 1 - 3 号都市高速道路 3 号線延伸事業環境影響評価準備書	福岡市
発電所(陸上風力)	(仮称)北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書	双日株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)上勇知ウィンドファーム事業に係る環境影響評価書	コスモエコパワー株式会社
発電所(陸上風力)	(仮称)中里風力発電所の設置に係る環境影響評価書	くにうみウィンド1号合同会社

審査関係者の意見交換会について



- 我が国の環境影響制度は、環境影響評価法と地域の特性を踏まえて定められた地方公共団体における条例が 一体となって、効果的な環境影響評価が行われる仕組みとなっている。
- 多くの地方公共団体では、地域における専門家からなる環境アセスメント審査会が設置し、環境影響評価法の対象事業も含めて、都道府県知事・市町村長からの意見の形成に向けて、審査会は重要な役割を果たしている。
- 個別事業の環境アセスメントに対する地域住民等からの関心も高まっており、地方公共団体における審査会の 重要性は益々増加してきている。



● 地方公共団体における審査会をより効果的かつ効率的に実施するため、環境影響評価 に関する地域の審査関係者の皆様と、環境アセスメントの在り方や審査上の課題等についての意見交換会を下記のとおり開催

<令和3年度の開催結果>

○各自治体のアセス審査会を対象とした意見交換を、埼玉県、山口県、長崎県、大分県を対象に、オンラインで意見 交換会を実施。

(R3:4自治体、R2:4自治体、R1:4自治体、H30:2自治体、H29:1自治体)

- ○各地方公共団体の審査会関係者からは、
 - ・審査経験が豊富な講師の実体験を踏まえた講演を聞くことができ、大変参考になった。
 - ・審査経験が少ない委員や実務経験が浅い担当職員にとって良い勉強となった。

などの意見があり、大変好評であった。

